

筑 後 国 府 跡

(1)

2008.3

久留米市教育委員会

序

昭和36年夏、九州大学考古学教室による筑後国府の発掘調査が実施されてからまもなく半世紀になろうとしています。この調査は国府跡の本格的な発掘調査としてはわが国最初の例でした。その後、昭和47年から市教委による継続的な発掘調査が開始され、今日では奈良・平安時代を通して市内合川町付近を三遷したことが明らかとなり、律令体制が成立してから整備・充実・衰退していく過程を遺跡という姿で捉えることのできる全国でも稀な事例として知られています。

今回報告するのはⅡ期国府に付属する国司館跡を中心とした地区の成果をまとめたものです。この国司館跡は9世紀後半に実際に起きた筑後国司殺害事件の舞台となったところで、現在、史跡整備のため、土地の公有化をすすめているところであります。本誌の刊行が埋蔵文化財の理解、普及に寄与し、生涯学習や学術研究の資料として貢献できれば幸いです。

最後になりましたが、国司館地区の発掘調査に際し、ご理解・ご協力いただきました地域住民の皆様を始め、関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成20年3月31日

久留米市教育委員会
教育長 石川 集充

例 言

1. 本書は筑後国府Ⅱ期の政庁跡東南地区官衙北半部の遺構変遷をまとめたものである。
2. 掲載した遺物の実測は、大坪久美枝、藤田美佐子、平塚明美、吉富力、山浦浩子、米澤美詠子、神保公久、松村一良が行ったものである。
3. 本書に掲載した図面のトレースは、松村および非常勤職員富中和子・毛利志保が行ったが、一部についてはこれまでに久留米市教育委員会が発行した筑後国府跡発掘調査報告書から転載した。
4. 本書で報告する東南地区官衙（風祭・ギャクシ地区）は当初の報告書を作成してから約30年という年月を経ているうえ、当時の報告書発行部数が限定されたものであったため、今回、改めて建物遺構を中心にして、また井葉地区の関連する遺構についても概要を記述した。
5. 本書に使用した掲載した遺構記号は次の通りである。

SA……櫓列・塀	SE……井戸	SI……竪穴住居
SB……建物	SF……道路	ST……土壇墓
SD……溝	SK……土坑	SX……その他の遺構

6. 遺構番号は、第1次調査から第147次調査までは、遺構記号＋遺構番号（国府跡としての通算番号）であったが、平成10年度の第148次調査以降（ただし第149次調査は旧表記による）は、調査次数＋遺構記号＋遺構番号（調査次数ごとに1から始まる）の順に表記する方式に変更されたため、本書では新・旧二通りの表記法を使用している。

第199次調査SK270 → 199SK270

7. 本書の執筆・編集は松村が行った。

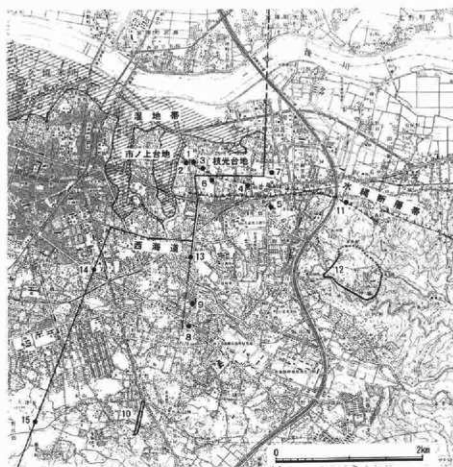
本文目次

I. はじめに	1
II. 筑後国府の概要	2
1. 筑後国府先行官衙期	
2. 筑後国府Ⅰ期（古宮国府）	
3. 筑後国府Ⅱ期（枝光国府）	
4. 筑後国府Ⅲ期（朝妻国府）	
5. 筑後国府Ⅳ期（横道国府）	
III. 筑後国府Ⅱ期政庁跡東南地区官衙の概要	11
1. 筑後国府先行官衙期	
2. 筑後国府Ⅰ期（古宮国府）	
3. 筑後国府Ⅱ期（枝光国府）	
4. 筑後国府Ⅲ期（朝妻国府）	
IV. 総括	38

I. はじめに

昭和53年6月上旬、合川町一帯の文化財パトロール中に偶然、借家建設現場で土坑らしき黒色土の落ち込みに遭遇したことが端緒となって開始された筑後国府Ⅱ期政庁の東南地区官衙跡の発掘調査は今年で30年が経過したことになる。この間、市教委による継続的な発掘調査の結果、筑後国府は7世紀後半に設置された軍事的色彩の強い筑後国先行官衙の領域を踏襲して、7世紀末頃、筑後国成立とともに設置されたことが明らかになった。その後、筑後国府は、律令体制の変容とともに久留米市合川町一帯を三遷しながら12世紀半ばまで存続したことも判明した。一方、東南地区官衙は先行官衙の段階である7世紀後半からⅡ期国府の終焉である10世紀半ばまでの約300年間、筑後国府の変遷とともに継続・断絶しながらも曹司が営まれていたことが明らかになった。特に9世紀後半代に設けられる築地塙（土塁?）で囲繞された官衙は多量の供膳形態の土師器、中国輸入陶磁器、施釉陶器、墨書「守館」などの出土や文献史料との検討から「日本三代実録」にみえる元徳七年の筑後国司殺害事件の舞台となった国司館に当たる可能性が高い。

本報告書では約30年間にⅡ期国府政庁跡の東南地区一帯で実施した約40次にわたる発掘調査の中で、概要報告であった同地区北半部（風祭・ギャクシ地区）の遺物再整理の成果から改めて律令期におけるこの官衙の変遷をまとめ、その歴史的意義について考えてみることにする。なお、本報告書の内容が検出した遺構・遺物の解釈などについて30年前の概要報告書の内容と異なる場合、今回の報告内容が訂正されたものと解釈していただきたい。



1. 先行官衙政庁城
 2. 筑後国府Ⅰ期政庁跡
 3. 筑後国府Ⅱ期政庁跡
 4. 筑後国府Ⅲ期政庁跡
 5. 筑後国府Ⅳ期政庁跡
 6. 筑後国府Ⅱ期
政庁東南地区官衙
 7. ヘボノ木遺跡
 8. 筑後国分寺跡
 9. 筑後国分尼寺跡
 10. 上津土塁跡
 11. 山川前田遺跡
 12. 高良山神龍石
 13. 上ノ原遺跡
 14. 上牟田遺跡
 15. 車地遺跡
- 凡 例

第1図 筑後国府跡周辺図

II. 筑後国府跡の概要

筑後国府の発掘調査は、昭和36年夏、久留米市教委の委託を受けた九州大学の弥陀地区の発掘調査に始まる。昭和47年度以降は市教委による発掘調査が継続的に実施されており、平成18年度末現在で218次を数える。この間、7世紀末の筑紫国の分割とともに設置された筑後国府は、終焉を迎える12世紀半ばまでの約500年間に3回の国庁移転を繰り返したことが判明した。また筑後国成立前の筑紫国時代に相当する7世紀後半の、百済戦役直後の大宰府防衛網の一環として防衛的性格の濃い、筑後国府先行官衙とも呼ぶべき施設が置かれたことも明らかになるなど、その成立前から律令体制が形骸化する段階までのすべての国庁遺構を実態として捉えることができる全国でも稀有な国府跡として知られている。(註1)

筑後国府が置かれた枝光台地は東西約1km、南北約800mの広さを持ち、標高10～20mの低位段丘で、沖積面との比高差は3～4mを測る。筑後国府跡が所在する町名である「合川」が示す通り、台地西辺に沿って北流する高良川はまもなく、西流する筑後川に合流する。この台地の南辺には正断層である水縄断層の断層活動による北落ち断層崖が形成されている。その崖下に湧出した伏流水は断層池をなし、台地中央と東縁には、断層池から流れ出る伏流水によって開折された浅い谷が形成されている。総じて東南から北西に向けて緩傾斜をなしている。

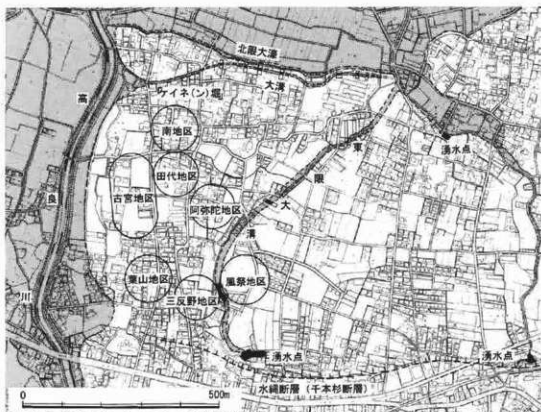
筑後国府跡で検出された古代の遺構は大きく下記の5期からなり、各期の別称、継続年代、所在地は次の通りである。

1. 筑後国府先行官衙期 (註2) (初期官衙) ……7世紀半ば～7世紀末 (久留米市合川町字田代)
2. 筑後国府Ⅰ期 (古宮国府) ……7世紀末～8世紀前半 (久留米市合川町字古宮)
3. 筑後国府Ⅱ期 (枝光国府) ……8世紀前半～10世紀前半 (久留米市合川町字阿弥陀・鷹田)
4. 筑後国府Ⅲ期 (朝妻国府) ……10世紀前半～11世紀後半 (久留米市朝妻町・旧御井町字三丁野)
5. 筑後国府Ⅳ期 (横道国府) ……11世紀後半～12世紀前半 (久留米市御井町字横道)

1. 筑後国先行官衙期

文献史料の検討から筑後国の成立は飛鳥浄御原令が成った7世紀末頃とされるが、これに先行して営まれた7世紀後半代の官衙である。枝光台地の西辺部に検出されており、その官衙の平面形は北辺幅約600m、南北長約700m、南端幅250mの北方が広がる機形を呈し、周辺の沖積地とは比高差3～4mを測る。台地の北縁下には濠を巡らし、東は台地中央を北流する小河川を利用して成形、掘削した大溝を限りとし、西は台地に沿って北流する高良川を取り込むことで周辺から官衙域を画している。また、さらに台地北縁に沿って約幅6m・深さ約3m、断面V字形の大溝を長さ約500mにわたって掘削し、内側には土塁を付設するなど、特に北方の筑後川方面から侵攻する敵に備えるかのような防衛的色彩の濃い官衙であった。

この先行官衙の中核部は、7間×5間、床面積232㎡の規模を有する大規模な四面廂建物210S B2が検出された官衙域中央部の田代地区と推定され、同建物は正殿的な性格を有していたと考えられる。断片的ではあるが、周辺一帯には真北に計画方位を揃えた官衙建物群が検出されている。この先行官衙期の遺構検出範囲は南北約400m、東西約300mの広範囲にわたっている。一方、この官衙中核部の西方、高良川を臨む枝光台地の西辺に位置する古宮地区では7間×3間の長大な東西棟建物群が確認されている。側柱建物ではあるが、真近に臨む高良川を通して、筑後川・有明海に連なる場所に立地している点を考慮すると、水運を意識した備蓄倉庫的な機能を有したことが想定される。



第2図 先行官衙領域図

この古宮地区は7世紀末頃になると筑後国成立期の政庁が設けられ、この先行官衙の下限をそこに求めることができるが、それに先立つこの先行官衙の設置年代については直接そのことを明記した文獻史料は見当たらない。しかし、『日本書紀』天武七年十二月条には筑紫国で起きた地震について次のような興味深い記事がある。

「是の月に、筑紫国、大きに地動る。地裂くること廣き二丈、長さ三千餘丈、百姓の舎屋、村毎に多く仆れ壊れたり。是の時に、百姓のある家、岡の上に有り。地動る夕に當りて、岡崩れ處遷れり。然れども家の人、岡の崩れて家の遷れることを知らず。但し曾明の後に、知りて大きに驚く。」

これは天武七年（679年）（註3）、筑前・筑後両国に分割前の筑紫国で発生した地震被害の状況を伝えるものである。この地震は具体的な被災状況が明らかなものとしては日本最古の地震記録であるが、同書はこの地震が筑紫国の何処で起こったのか伝えていない。しかし1980年代後半以降、筑後平野一帯の遺跡で検出された地震痕跡の検討により、この地震の震源断層は筑後平野の南辺に横たわる水鏡（耳納）山地の北麓に沿う水鏡断層（帯）で、その舞台は筑後平野である可能性が強いと考えられた。（註4）

1992年、同断層帯西端の追分断層直上に位置する山川前田遺跡で実施した断層調査の結果、4回の活動が認められ、AT火山灰降下前に1回、同火山灰降下後～現在までの間に3回の活動したことが明らかになり、その最新の活動が天武七年（679）の「筑紫国地震」であり、筑後平野こそが『日本書紀』にみえる筑紫国地震の舞台であることが判明した。（註5）

東限大溝の埋土は上・下二層からなり、下層には供膳形態の土師器・須恵器類、墨書土器、転用硯、漆紙、不明木製品など7世紀前半から同後半の遺物、上層には供膳形態の土師器・須恵器

類、円面硯、転用硯、銅鍛冶関係遺物（埴埴・鞆羽口・木炭・銅滓・砥石・不明銅製品）など7世紀末から8世紀前半の遺物を包蔵するが、この下層を液状化現象に伴う噴砂^{註1}が突き破ってその上面に噴出し、上層がそれを覆う。地震は下層堆積後から上層堆積前の間に発生したことになる。つまり、天武七年（690）の時点ではすでに東限大溝に官衙遺物を包含する下層が堆積しており、先行官衙は地震発生前に設けられていたことになる。東限大溝下層の遺物には7世紀前半の特徴を持つものも多数認められるが、田代・古宮地区などで検出された先行官衙期の建物は1～2回の建替えが認められることから、現時点では先行官衙期の設置年代は、690年頃とされる筑後国の成立から20～30年遡った7世紀半ば～後半ごろに求めておきたい。

この官衙が営まれた7世紀後半代は、わが国は白村江の敗戦以来、唐との軍事的・政治的緊張関係にあり、大宰府防衛網を構築して唐・新羅連合軍の侵攻に備えたが、筑紫国地震の起きた天武朝には緊張関係も一段落して修復関係にあり、律令政府は九州の令制化、とくに九州南部の律令的掌握が武力で押し進められていた。そうした段階に筑後川・有明海を通して九州南部に連なる久留米の地に防衛的性格の濃い官衙が設置された背景には、遠征基地→筑後川→有明海→不知火海→隼人の瀬戸→南九州と南進したことが想定される隼人征討軍の遠征基地^{註6}としての軍事拠点の性格を強く看取される。時代は下がるが、養老四年（720）の大隅国守殺害事件を最後に隼人の律令政府に対する武力反乱は終息して、ほぼ大宰府管内の律令的掌握が完成し、大宰府の隼人政策は和戦両様の構えから懐柔策に転換する。これに呼応するかのように1期国府成立後もなお継続して維持され、この先行官衙の性格を象徴的に反映する北限大溝が管理されなくなり、埋没を開始するのも決して偶然ではなく、この先行官衙が九州南部の律令化と密接な関係にあった可能性を強く示唆する。

このように先行官衙は筑後国成立に先行して7世紀後半代に営まれたものであり、その設置主体者は誰かとなると、筑紫国あるいは律令国家そのものが考えられるが、同期の大宰府1期遺構と比べても最大規模を有し、また、多賀城に先行し、初期の陸奥国の国府と目される郡山II期官衙の正殿の規模（床面積192㎡）をも凌ぐ。当時の政治的環境や、先行官衙域の規模などを考慮すると、国を超えた国家クラスの官衙の可能性が強い。

註1 「筑後国府跡」「横道遺跡」「久留米市史」12巻 考古資料編 久留米市史編纂委員会 1994

註2 筑後国府跡では筑後国成立前の、7世紀後半代の官衙跡の存在も明確になり、筑後国府前身官衙と呼称しているが、遺構のあり方等を考慮すると、必ずしもこの官衙が直接、筑後国府に連なる前身官衙とは言えない点も考えられることから本項では単に筑後1期国府に先行する官衙という意味で筑後国先行官衙と仮称しておきたい。

註3 一般に天武7年は西暦678年であるが、ユリウス暦では天武7年12月1日は679年1月18日にあたることから地震の起こった天武7年12月は679年となる。

註4 「日本書紀」天武7年条にみえる筑紫国地震と上津土畠跡について」九州史学98 九州史学研究会 1990

註5 「山川前田遺跡・水堀断層」久留米市文化財調査報告書 第163集 久留米市教育委員会 2000

註6 田中正日子「成立期の筑後国と大宰府」久留米市文化財調査報告書 第59集 久留米市教育委員会 1989

2. 筑後国府1期（古宮国府）

文献史料の検討から筑後国は7世紀末、飛鳥浄御原令が成った690年頃に筑紫国から筑前国とともに分割されたとされている。この筑後国成立と同時に設けられたのが1期国府である。この国府は防衛的性格の強い先行官衙の領域を踏襲して成立をし、政庁は古宮地区に造営される。先行官衙期の北限および東限

の大溝などはそのまま機能が受け継がれる。

古宮地区では築地塀に囲まれた、南北約170m、東西約80m以上（西半は高良川堤防の築堤用土採りのため、消失。本来は南北長と同規模の約170mと推定される）の官衙区画が設けられる。古宮Ⅱ期遺構がⅠ期国府の政庁に相当する。しかし、政庁域はこの区画内部の全域を占めるのではなく、略1/4の面積に相当する北東部に正殿・前殿・東脇殿を規則正しく配置する。また南部には大型の総柱建物2棟を東西に配置する。建物はすべて掘立柱建物で構成され、重視関係から正殿、脇殿ともに3回の建替えが認められ、A～Dの小4期に分けることができる。

最も整然とした建物配置を採るのはⅠ-C期で、正殿は8間×3間、前殿は3間×2間、東第一脇殿・東第二脇殿はともに6間×3間の規模を有する。いずれも建物の計画方位は真北からわずかに1度東偏するが、施工上の誤差の範疇であり、真北を意識したものといえることができる。また正殿と前殿の建物中軸線、前殿北側柱列と東第一脇殿の北妻柱列、南・北に連なる二棟の東脇殿の側柱筋を揃えるなど極めて計画的な造営を認めることができる。築地塀は本体基底部の版築積み土は遺存するものの、寄せ柱・堰板止めなどの遺構痕跡が認められないことから切り土工法によるものと考えられるが、あるいは土塁状の施設である可能性も否定できない。

建物構造をみると正殿、東第一脇殿、東第二脇殿はいずれも梁間が3間なのに対して、前殿は梁間2間を採用する。これは前殿が宮における大極殿院の正門である大極殿院門、すなわち開門の承諾を引くための結果であり、それは正殿と、前殿とのやや離れた位置関係にも反映されていると考えられる。また、西脇殿は未確認であるが、現状地形や東脇殿の柱掘り方の深度などを考慮すると、後世の果樹園造成などに伴う削平による消失の可能性も考えられる。

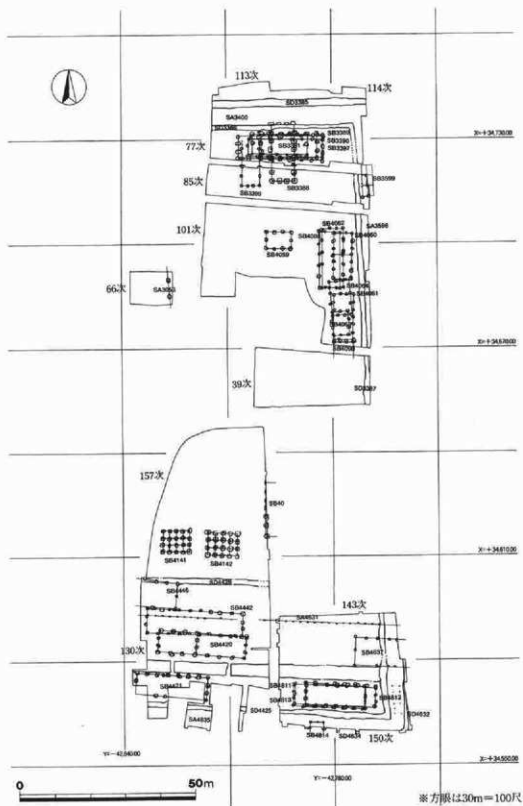
この官衙域で最も注目されるのは築地の内外に沿う溝の存在である。築地塀の内外に沿う溝の規模、外溝（幅約2m・深さ約1.5m）、内溝（幅・深さとも約1.5m）、内外の溝内肩距離は約5mで、一般的な排水用の築地側溝とは明らかに規模・形状が異なり、防衛の機能を重視したこの官衙のあり方を考慮すると、雨水の排水機能だけでなく、防衛の機能も併せ持ち合わせていたものと想定できる。

この段階の付属官衙（曹司）は、政庁域の南方の葉山地区や同東南の三反野地区、埋没を開始した東限大溝に沿いの両岸などで検出されている。葉山地区では大型の方形掘方を持ち、梁間を3間とする掘立柱建物が多数検出されている。三反野地区では大型の掘立柱建物や銅工房跡とともに韃羽口、銅滓の付着した埴塼、木炭など銅鍛冶関係の遺物が出土し、隣接する東限大溝上層からは大量の須恵器・土師器、円面硯、銅滓・埴塼・砥石・木炭など鍛冶関係遺物が出土している。政庁の周辺に設けられた国衙工房跡として位置づけられる。その時期は出土遺物から8世紀前半頃と推定される。

先述したように養老四年（720）、大隅国守護殺害事件を最後に単人の律令政府に対する武力反乱は終息し、ほぼ大宰府管内の律令の掌握が完成した結果、大宰府の単人対策は和戦両様の構えから慎重策に転換する。これに呼応するかのように築地塀で囲繞された筑後国成立期の官衙域は築地塀の両側溝が積み土（版築土塊）によって埋め戻され、またⅠ期国府が成立してもなお維持されてきた北限大溝、東限大溝はともに埋没を開始する。こうして防衛の性格が強かったⅠ期国府は使命を終え、終焉を迎えることになる。

3. 筑後国府Ⅱ期（枝光国府）

九州南部の律令の掌握が一段落した8世紀前半代、軍事的な色彩の濃い先行官衙の跡地を踏襲して成立したⅠ期国府は廃絶し、政庁域を枝光台地西辺の古宮地区から内陸部の阿蘇陀地区に移し、瓦葺きの築地



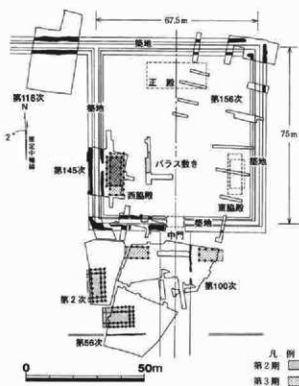
第4図 筑後国府I政庁地区主要遺構配置図

跡に圍繞された本格的な政庁建物群が造営される。その時期は出土遺物の検討から天平年間（729～740）頃と考えられる。

Ⅱ期国府の政庁域はその東半部が土管・レンガ製造用粘土の採掘により地下げを蒙っているため、その全容は不詳であるが、地下げの際、政庁域北辺中央付近から整然と並ぶ十数個の大石が出土している。位置から正殿建物の礎石であった可能性が高い。平成10年度に実施した東半部の調査では築地の内外に沿う側溝の痕跡が確認されたことにより、政庁の規模は、築地心々間距離で東西67.5m、南北75mで、さらに南に宮の朝集殿院に相当する区画（南北長約46m）が付設されていることが明らかになった。

政庁域西南部では西面築地跡・西脇殿などが検出されている。西脇殿は同位置で6回の建替えが認められ、9世紀初頭に掘立柱建物から礎石建物へと変化するが、その後再び掘立柱が採用され、最終建物で再度、礎石建物となり、終焉を迎えている。また、西脇殿は政庁域における占地でみると、南寄りに偏って位置していること、昭和30年代に西脇殿の北方の市道断面に、東西に距離をおいて建物に沿うと考えられる2箇所の瓦溜りが確認されていることから北方に脇殿がもう一棟存在している可能性が強い。この推定が正しければ2棟の脇殿が直列に並ぶことになり、筑後国を管する大宰府政庁の建物配置に類似していることになる。

Ⅱ期国府付属の曹司は枝光台地上の広範囲に及び、南・葉山・風祭・柿ノ内・井葉・ギャクシ・上地区などで確認されている。特に政庁跡の東南部に位置する風祭・ギャクシ・井葉地区では東西400m、南北300mにわたって竪穴住居、掘立柱建物群・土壌墓などが複雑に展開を見せる。これらⅡ期国府東南地区官衙では筑後国先行官衙期から筑後国Ⅲ期までの各段階に比定される遺構が認められる。それらの詳細については次章に譲るが、検出された遺構の中で注目されるのは9世紀後半の築地（土塁？）に囲まれた複数区画の存在である。全ての区画が築地に圍繞されているわけではないが、いずれも四面廂建物を中心にして展開する。築地に沿う土坑群には多量の供膳形態の土師器（坏・椀・皿）とともに陶硯類・墨書・黒色土器・施釉陶器・輸入陶磁器などが投棄されており、墨書「守館」も出土していることから国司館に関連する遺構と考えられる。またその時期は9



第5図 筑後国府Ⅱ期政庁遺構図

世紀後半で、突然終焉を迎えることから存続時期から『日本三代実録』にみえる元慶7年（883）の筑後国司殺害事件の舞台となった国司館である可能性が高い。

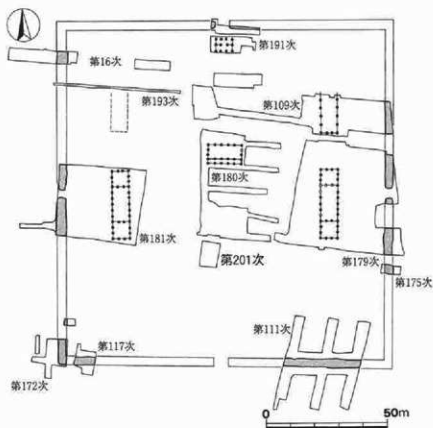
この筑後国府Ⅱ期の終焉は、政庁の最終段階の出土遺物、特に瓦類に火災痕跡が顕著であることから、火災による政庁建物の焼失が廃絶の原因と考えられている。この火災の時期は被災痕跡の顕著な土坑（瓦溜り）から「延喜十九年」銘の文字瓦が採集されていることから上限は延喜19年（919）、また下限は政庁からわずか100mの至近距離の東南地区官衙跡地に土壇墓群が営まれる10世紀半ば頃で、时期的にみて西国一円の国府を襲った藤原純友の乱（939～941）の余波による政庁焼失であった可能性が高い。

4. 筑後国府Ⅲ期（朝妻国府）

Ⅲ期政庁はⅡ期政庁の東方約500mの朝妻町（旧御井町字三町野）に移転・造営される。政庁は大溝によって区画され、溝心々間距離で東西134m、南北141mの方形を呈する。北・東・西各辺の中央部では大溝は途切れて陸橋となり、出入口を設ける。区画内部には、区画内中央北寄りに南廂を有する正殿（5間×4間）、その前面左右には間仕切りを持つ12間（桁行総長28.8m）×3間（梁間総長7.1m）の長大な脇殿を、さらに正殿北東には東脇殿の側柱列と柱筋を一致させた長大な床張りの南北棟建物（7間以上×3間）を配置する。築地の痕跡は認められないが、北辺陸橋部内側に北門（八脚門）を設ける。正

殿・東脇殿・西脇殿・北門はいずれも掘立柱建物で、大型の方形柱据り方を持ち、同位置・同規模で2回の建替えを行なう。正殿後方東の建物も1回の建替えが認められる。政庁全体の建物配置からみて正殿の北西方にも、同規模の南北棟建物の存在が予想できる。

これらの政庁遺構の重複関係と出土遺物からその存続期間は10世紀前半～11世紀後半間と考えられる。一方、このわが国最大級の政庁域の東隣接地には東西に並ぶ2棟の四面廂建物や、床張りの掘立柱建物ををはじめとする多数の建物群が展開する。出土遺物には大量の供膳形態の土師器とともに中国輸入陶磁器、



第6図 筑後国府Ⅲ期政庁主要遺構配置図

イスラム陶器、施釉陶器など一般の遺跡とは隔絶した内容の出土品が含まれ、その南辺には南方至近の断崖下で湧出する「朝妻の清水」から導水した樋水遺構も検出されている。

このⅢ期国府とその東方建物群の性格を考える上で参考になるのが、中世末に成った『高良記』（旧延喜式内高良玉垂命神社蔵）である。同書には、「モノノ符」は朝妻の下にあり、延久5年（1073）、「今ノ符」に移転したこと、アサツマは「在国司イヤシキ（居屋敷）」の所在地でもあることなどを伝えている。朝妻は北落ちの水縄断層崖にあり、下すなわち北側にものと国府と国司館が存在したと伝えるが、まさに朝妻の下で検出された遺構・遺物の特徴や年代は『高良記』の伝える内容と矛盾しない。朝妻の下で検出された遺構は『高良記』によってⅢ期国府政庁であることを立証し、一方これまで一部で偽文書とされてきた『高良記』は朝妻の下で検出された遺構によってその内容の信憑性が高いことを証明したといえる。

このⅢ期政庁はこれまでに明らかになっている地方官衙の中で新しい段階の所産であり、諸国の国府は無論のこと、当時の上級官庁である大宰府政庁さえも凌ぐ卓越した規模を有していることになる。一般に10世紀を過ぎると諸国の国府はその実態が不詳となっていくが、そうした時期に律令期最盛期の規模を凌ぐ、かつ政庁建物に律令体制初期の段階に採用されていた梁間3間を採用した復古調ともいえる政庁が造営されたことに驚かざるを得ない。なお、この在国司居屋敷はⅢ期国府が水縄断層崖上の横道地区に移転した11世紀後半以降も継続して営まれることになる。

5. 筑後国府Ⅳ期（横道国府）

11世紀後半、国府は朝妻の水縄断層の下降側（朝妻の下）から上昇側（朝妻の上）にあたる横道地区に移転するが、朝妻の下に在国司居屋敷は11世紀後半以降も継続して営まれている。横道地区では筑後国府が朝妻に所在したⅢ期には土塼墓や経塚様遺構が営まれるだけであったが、11世紀後半になると、正殿とみられる7間×4間の規模を持つ大形四面廂東西棟建と区画の大溝、4間×3間の総柱建物などが計画的に配置される。12世紀前半には東西に走る道路遺構を挟んだ北側に掘立柱建物を「口」の字型に配置し、南側に総柱建物群を配置する。建物の規模・特徴・配置状況から北が政庁域、南が館域に相当すると考えられる。館地区の総柱建物は5間×4間ほどの規模を有するが、柱穴の直径が小さく、側柱と床束との判別ができないが、実態は床張りの側柱建物と考えられる。

このⅣ期政庁の下限は政庁域の土坑には大量の土師器などとともに瓦器・白磁・青磁・青釉四耳壺・滑石製品などが投棄されており、12世紀前半～同中頃に比定される。それは正に宮内庁書陵部蔵の『筑後国検交替使実録帳』にみえる「国府院」の時期と重なる。同書は大治五年（1130）から仁治二年（1241）までの約110年間にわたる筑後国内の官衙・寺社の実情を記録したもので、「国府院」の項には国府関係建物の無実・破損の状況が詳しく記載されている。この記録が書かれた仁治二年といえは形骸化した国司制度が維持されているにすぎない年代とはいえ、無実・破損の状況でありながらも実態として「国府院」は存在しているのである。时期的に見てこの国府院がⅣ期国府（政庁）に該当するのか確証はないが、13世紀に下る遺物も存在することから律令体制下の筑後国府はこの横道地区でその終焉を迎えたものと推測される。こうして、7世紀後半の白村江の敗戦後の軍事的緊張関係の中で設置された筑後国先行官衙は律令政府の南九州に対する律令制的掌握を推進するための準人征討軍の兵站基地として機能を果していたが、7世紀末、筑紫国から筑前・筑後両国に分割されると同時に先行官衙の領域と機能を踏襲して国府として生まれ変わり、行政府の機能をもつようになる。その後律令体制の変容とともに三遷した筑後国府は高良山西麓の横道に置かれたⅣ期国府で終焉を迎えることとなる。

Ⅲ. 筑後国府Ⅱ期政庁跡東南地区官衙の概要

Ⅱ期国府政庁跡東南官衙の展開する風祭・ギャクシ地区一帯は標高13～15mで、東南から北西に向かって緩やかな傾斜面をなしている。この緩傾斜面の南端には水縄断層帯千本杉断層の断層活動によって生じた比高差約5mの断層崖が形成され、その崖下には湧出する伏流水による断層池が認められる。この断層池を源とする小河川がⅡ期国府政庁跡東南官衙の西辺を北流し、Ⅱ期国府政庁跡との間を画している。

風祭・ギャクシ地区では、掘立柱建物跡、竪穴住居跡、掘込み地形、土坑、土壇墓、溝、築地跡などの多くの遺構が検出されている。これらの遺構は遺構の切り合い関係、建物の計画方位や柱筋の一致、出土遺物などからその相対的な新旧関係を前述した筑後国府跡の時期区分に沿って示すと次の通りになる。

先行官衙期	筑後国府Ⅰ期	筑後国府Ⅱ期				筑後国府Ⅲ期
		Ⅱa期	Ⅱb期	Ⅱc期	Ⅱd期	
SI1447	SI1408	SX1003			SB1099	ST1062
SI1454	SI1005	SX1006	SB1020	SB1011 SB1012 SB1402	SB1444 SB1708	ST1418 ST1455
	SB1015		SB1021			
	SB1017	SI1381			SB1401	ST1467
SI1450		SB1406・SB1403 SB1010 SB1013		SB1022 SB1023 SB1018 SB1706 SB1098 155SB77		ST1707 ST1718
SK1448	SB1028		SB1035		SB1376	
SI1705	SB1032		SB1096		171SB26	165ST3
	SB1034		SB1097		171SB66	171ST102
	SB1117・3818		SB1439		171SB150	171ST133
	SI1001	SB1024			171SB155	171ST135
	SI1002				171SB165	
SI1704		SB1702	SB1440			
155SI60	SI1701	165SB220	SB1112			
155SI81	SI1703	171SB20	SB1113			ST3553
155SI136	SK1031	171SB100	SB1116		199SB1	ST3555
SD3856	SI1449・1380	171SB110	SB1115		214SB2	ST3556
	SB1433	171SB120	SB1117		214SB300	ST3576・3581
	SB1438・1098	177SB120	177SB4		208SB270	
	SB1435・1095	SB1446			SB1980	
	155SB170					

凡例 || 計画方位の一致
 → 遺構の重複関係

東南地区官衙遺構相関表

以下、筑後国府跡の分期に対応して主要遺構についてその概要とその期を代表する遺物を図示する。

1. 筑後国府先行官衙期

検出された遺構の中で最も先行する時期で、この筑後国成立前の先行官衙期に相当する。

第この時期に該当する遺構は竪穴住居と廃棄土坑のみで、西方の東限大溝沿いに営まれる。竪穴住居は一辺の長さが6m以上の規模を持つものと、3.5～4.5m前後の規模を持つものが存在する。主柱穴はいずれも4本が採用され、カマドは四周のいずれかの辺の中央に付設されている。

この先行官衙期を代表する遺構としてSK1448がある。第9図はその出土遺物実測図である。須恵器の蓋は径15cm内外で、口縁部内面にかえりを有するが、その度合いは少ない。天井部にはカキ目を施す。土師器碗は口径で大・小2種類があり、大は深めで、内面には暗文、外面には丹を施している。皿は丸底気味に立ち上がった体部が口縁下で外反する。以下の竪穴住居がこの期に属する。

SI1454竪穴住居跡

一辺約6.5mの正方形を呈し、深さ約10cmで、階平が著しい。東辺沿いの中央にカマド痕跡が認められる。主柱穴は四本で、床面は非常に踏み固まっている。返りを有する須恵器蓋などが出土。

SI1704竪穴住居跡

一辺約6.4mの正方形を呈し、壁高は16～19cmを測る。北西辺中央にカマド痕跡を有する。四柱構造とみられる。土師器皿が出土した。SB1702に掘り込まれる。

SI1705竪穴住居跡

一辺約4.6mの方形プランを呈し、深さは9～17cmを測る。北辺中央に貼付けのカマドを設け、四柱構造を採る。土師器甕、須恵器蓋・坏などが出土。土壌層ST1707に掘り込まれる。

SI1447竪穴住居跡

削平が著しく、堅化した床面を残すのみである。一辺4.2～4.5の略方形を呈する。四柱構造で、東壁中央付近の床面にカマド痕跡と考えられる焼土化した部分を残す。

SK1448土坑

長軸約6m、短軸約3.5mの不整形を呈し、深さは約30cm前後、さらに西端は深く掘り込まれ、調査区外に延びる。土師器蓋・坏・皿・高坏甕、移動式カマド、須恵器蓋・坏・高坏・平甕などが出土した。

155S I 60竪穴住居跡

長辺4.8m、短辺4.0mの長方形プランを有し、深さは20cmを測る。貼り床で主柱穴は4本、北西壁中央付近にカマドを設ける。SB50より先行する。土師器甕・皿、須恵器坏などが出土した。

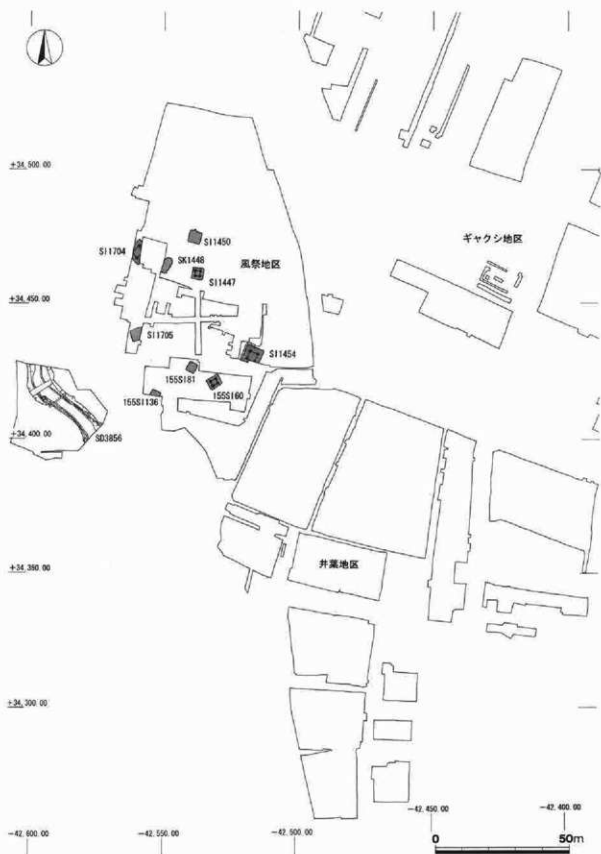
155S I 81竪穴住居跡

3.1m×3.3mの略方形を呈し、壁高は10cmを残すのみである。カマドは未検出であるが、西壁中央床面付近が焼土化しており、西壁に設けられていたと考えられる。土師器甕、須恵器蓋などが出土している。SB80より先行する。

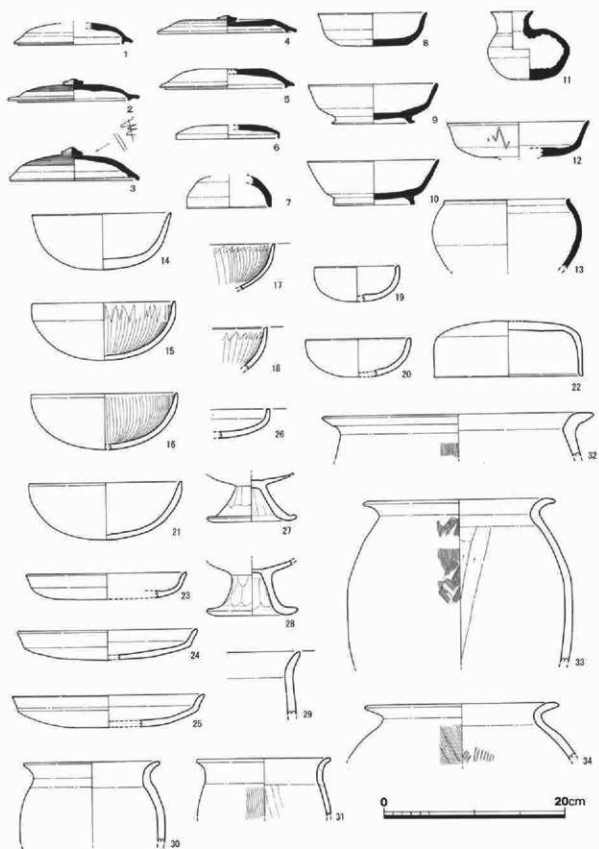
155S I 136竪穴住居跡

調査区壁にかかり、全体像は不詳であるが、4柱構造を採ることから、一辺3.3mの方形プランを有するものと考えられる。西壁中央にカマド痕跡を残す。土師器甕、須恵器蓋などが出土する。

風祭地区南辺に検出した堀立柱建物155S B80A・Bは大型の方形柱穴埋土から7世紀第3四半期に比定される須恵器蓋数点が出土しているが、いずれも竪穴住居SI81を切り込んだ柱穴からのみの出土であるため、竪穴住居の遺物と判断し、先行官衙期から除外した。しかし、それらSI81からの混入品に



第8図 筑後国先行官衙期遺構分布図



第9图 SK1448出土器物实测图

は九州では最古級の円面硯を焼成した八女古窯跡群の塚ノ谷1号窯址で焼かれた、特徴ある縮みをもつ須恵器蓋が含まれ、同様の特徴を持つ須恵器蓋（転用硯）がこの風祭地区の西辺に沿って営まれた先行官衙期の東限大溝下層からも出土している。

2. 筑後国府Ⅰ期（古宮国府期）

7世紀末から8世紀前半を中心とする時期のもので、竪穴住居跡にはこれまでの方形住居に加え、新たに、長辺のコーナー寄りにカマドを付設する長方形プランを持つ比較的大型なものが出現する。また風祭地区の東辺には計画方位を5～9°東偏させた一群の掘立柱建物が南北に連なるように造営される。柱穴は小さく、小規模な建物が多いが、側柱の柱筋を揃えるなどの計画性を看取することができる。また、長方形を呈する竪穴住居は墨書や須恵器蓋転用硯や、鉾津・木炭などを伴う例が認められるなど背後に識字層の存在や国衙工場の存在を強く示唆する。

SⅠ1001竪穴住居跡

長辺6.7m、短辺4.5mの長方形を呈する竪穴住居で、壁高は5～10cmを測る。北壁東隅寄りにカマドを付設する。SB1024に切り込まれる。土師器甕・須恵器平瓶・鉾津などが出土。

SⅠ1002竪穴住居跡

長辺6.8m、短辺4.7mの長方形を呈する竪穴住居で、北壁東隅寄り床面にカマド痕跡とみられる白色粘土塊や焼土塊が認められた。SB1024に切り込まれる。土師器・須恵器の細片や鉄滓などが出土。

SⅠ1005竪穴住居跡

方4.3mの規模を有し、深さは約25cmで、主柱穴は認められない。北辺中央にカマドを付設する。煙道の長さは1.5mで、破壊されたカマドの煙道口付近から土師器蓋1・杯1が出土した。これらの遺物は竪穴住居施設に伴うカマドの火落しの行為に伴うものと考えられる。土師器蓋・杯・甕・高杯・支脚、須恵器蓋・杯・高杯・皿・転用硯（蓋・皿）・平瓶・鉾津などが出土した。

SⅠ1408竪穴住居跡

長辺4.5m、短辺3.8mの規模を有し、壁高は20～30cmを測る。東辺中央にカマドを付設する。主柱穴は4本。SB1097・SK1422に掘り込まれる。床面から須恵器杯・蓋・甕・壺・転用硯（蓋）、土師器杯・皿・高杯・甕・甕などが出土した。

SⅠ1449竪穴住居跡

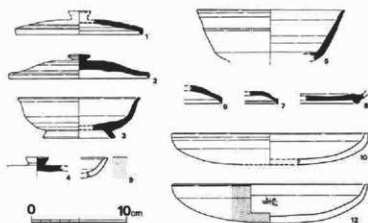
上面確認したのみであるが、長辺5.95m、短辺3.7m+αの長方形を呈する。北壁東隅寄りにカマド痕跡とみられる白色粘土塊や焼土塊が認められる。

SⅠ1701竪穴住居跡

長辺3.0m、短辺4.2m（+α）の長方形プランを呈するもので、壁高は10～19cmを測る。東壁南端に貼付けのカマドを有する。主柱穴は認められない。土師器杯・皿・甕・高杯、須恵器蓋・杯・長頸甕・甕などが出土した。SB1702に掘り込まれる。

SⅠ1380竪穴住居跡

長辺約5m、短辺3.2mの長方形の長方形を呈し、深さは10～15cmを測る。東壁南端に貼付けのカマドを付設する。主柱穴は確認できなかった。土師器蓋・杯・皿・高杯・甕・甕、須恵器蓋・皿・椀・甕・転用硯（蓋・皿）、墨書土器「次」、平瓦・丸瓦などが出土した。SB1379に切り込まれる。



第11図 S11408出土遺物実測図

桁行4間(7.8m)、梁間2間(3.6m)の規模を有する南北棟掘立柱建物である。柱間寸法は桁行6.5尺等間、梁間6尺等間で、建物の計画方位はN-5°-Eである。

S B1028掘立柱建物跡

桁行3間(10.5m)、梁間2間(3.5m)の規模を有する南北棟建物で、柱間寸法は、桁行、梁間ともにバラツキが認められる。建物の計画方位はN-7°-Eである。ほぼ同位置でS B1032と重複関係にあるが、新旧関係は不詳。

S B1032掘立柱建物跡

桁行5間(12.80m)以上、梁間2間(3.6m)の規模を有する南北棟建物で、柱間寸法は、桁行総長の5等分した8.5尺(2.56m)、梁間6尺(1.80m)である。建物の計画方位はN-5°-Eである。南側のS B1017と側柱列の柱筋を揃える。S B1013に切り込まれ、先行する。

S B1433掘立柱建物跡

桁行3間(7.8m)、梁間2間(4.8m)の規模を有する東西棟建物で、柱間寸法は、桁行8.5尺(2.60m)等間、梁間8尺(2.40m)等間を測る。建物の計画方位はN-9°-Eである。

S B1435・1095掘立柱建物跡

S B1435は桁行3間(5.4m)、梁間2間(4.8m)の南北棟総柱建物で、柱間寸法は、桁行6尺(1.8m)等間、梁間8尺(2.4m)等間を測る。柱穴は径80~90cmの楕円形を呈する。ほぼ同位置で、同規模をもつS B1095が重複するが、新旧関係は捉えることができなかった。

S B1438掘立柱建物跡

桁行3間(5.5m)、梁間2間(3.6m)の規模を有する南北棟建物である。柱間寸法は桁行・梁間ともに6尺等間(1.80~1.83cm)である。建物の計画方位はN-7°-Eである。西方に目隠し壁を有する。

S B1470掘立柱建物跡

桁行4間(8.4m)、梁間2間(4.2m)の規模を有する南北棟建物である。柱間寸法は桁行、梁間ともに7尺(2.10m)等間を測る。建物の計画方位はN-7°30'-Eである。

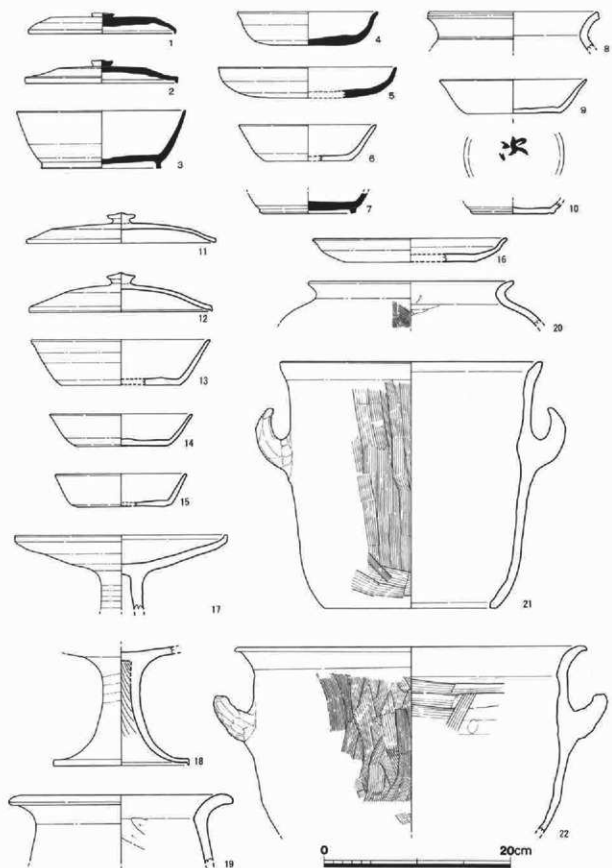
S K1031土坑

長辺5.3m、短辺2m以上の不整形を呈する土坑で、深さは1.5mを測る。既報告時は井戸としたが、形状から土坑とするのが妥当と考える。土坑内は3層に分かれ、いずれも人為的な埋め戻しがなされている。

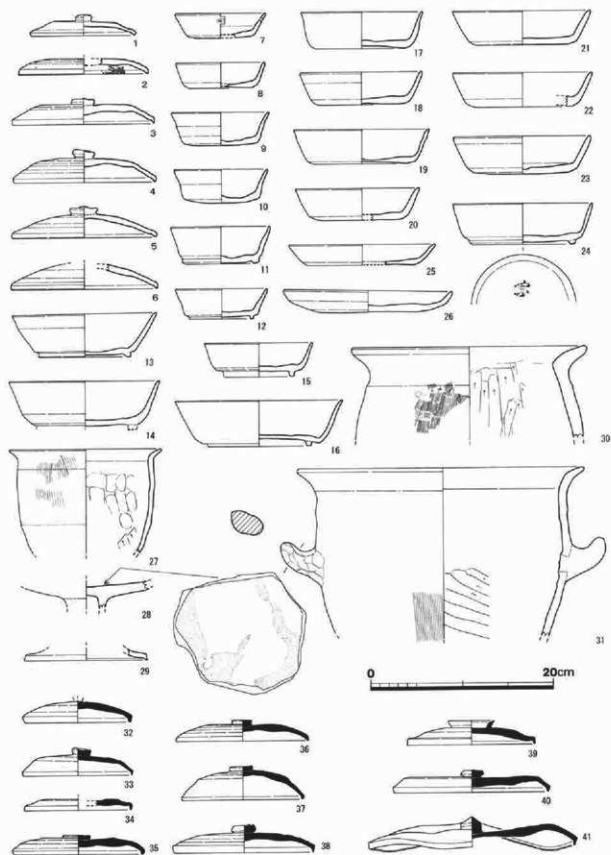
S B1015掘立柱建物跡

桁行3間(5.1m)、梁間2間(4.2m)の規模を有する南北棟建物である。柱間寸法は、桁行が北から6尺+6尺+5尺、梁間は7尺(2.1m)等間。西方に立部様の目隠し壁(S A1046A・B)を伴う。柱穴は30cm前後と小規模である。建物の計画方位はN-5°50'-Eである。

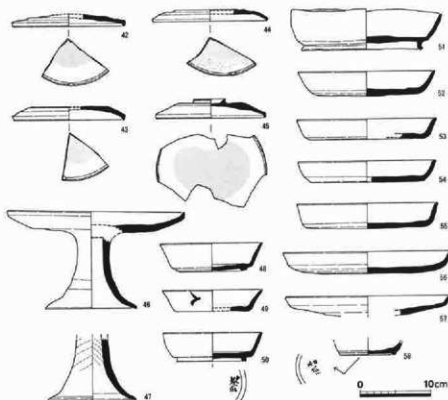
S B1017掘立柱建物跡



第12图 S I 1380出土文物实测图



第13图 SK1031出土土器实测图(1)



第14図 SK1031出土土器実測図(2)

下層に須恵器(蓋・坏・高坏)、土師器(蓋・坏・甕)、中層に焼土塊・鉋滓・木炭などを含む。須恵器蓋には硯に転用されものが多く、土師器坏外底には「家」の墨書が認められる。

3. 筑後国府Ⅱ期(枝光国府)

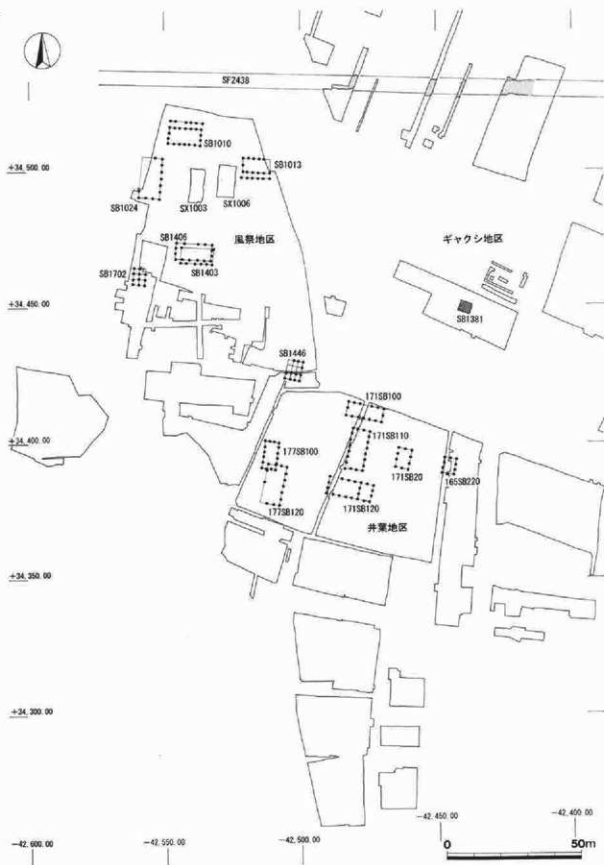
風祭地区では大型の方形掘方を持つ掘立柱建物が $N-5^{\circ}-E$ に建物方位を揃え、計画的な造営が行われているが、建替え毎に計画方位は変化する。この計画方位の違いからⅡa・Ⅱb・Ⅱc・Ⅱdの小4期に分期できる。

Ⅱa期

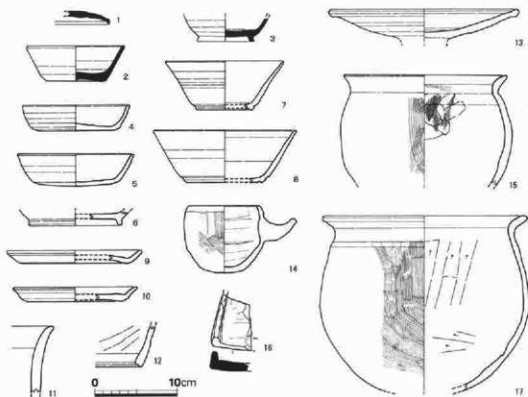
東西に2基の南北軸の掘込み地形様遺構を設け、その周囲を取り囲むように大型建物を配置する。いずれも計画方位は東偏5度である。一方、東南地区官衙の南半部、井葉地区では同じく計画方位を東偏12度に採る一群の大型建物群が造営される。風祭・井葉両地区ともに天平尺の10尺方眼のメッシュを重ねると、建物の計画方位を一致させるだけでなく、全体の配置計画に基づいて造営されていることがわかる。建物配置の展開から一つの機能を持つ官衙(曹司)の範囲は半町四方をやや上回る程度の領域を持つことが推測されるが、圍繞施設はいずれも未検出である。なお、このⅡa期に属するSⅡ1381竪穴住居は他の竪穴住居のほとんどがⅠ期に属するのに対して出土遺物から8世紀末頃に比定されるが、官衙造営に伴って徭役などにより駆り出された人たちの臨時の住居などが考えられる。

SⅡ1381竪穴住居跡

長辺4.5m、短辺3.5mの長方形を呈し、壁高は10~20cmを測る。貼り床で支柱穴は確認できなかった。



第15図 筑後国府II a期主要遺構配置図



第16図 S11381出土遺物実測 (1/4)

東壁北寄りに貼付けのカマドを設ける。土師器蓋・坏・皿・高杯・甕・移動式カマド、須恵器蓋・坏・甕、土鉢、平瓦・丸瓦などが出土した。SB1376・1377より先行する。

SX1003掘込み地形様遺構

東西5.0m、南北11.8mの掘込み地形様遺構。削平が著しく、深さは5.20cmであるが、四壁に沿う底面幅60～100cmの部分が一段と深く溝状に掘り込まれている。内部は黄褐色粘質土によって人為的埋土がなされている。遺構の主軸方位はN-5°-E。SD1054・1055、SK1016と重複し、いずれよりも先行する。

SX1006掘込み地形様遺構

東西4.8m、南北11.25mの掘り込み地形様遺構。SX1003と同様に削平が著しく、深さは5～15cmで、基底部は四壁に沿う部分が1m前後の幅で深く掘り込まれている。この溝状部分の東辺中央には焼土塊の堆積が認められた。内部は黄褐色粘質土と茶褐色土のブロックによって人為的に埋め戻されている。北半部に重複するS11005は先行するもので、SB1022・1083・SA1081に切り込まれる。

SB1010掘立柱建物跡

桁行6間 (11.65m)、梁間3間 (5.83m) の東西棟建物。柱間寸法は桁・梁とも6.5尺等間。方1.0～1.4m前後の方形掘り方を有する。建物の計画方位はN-5°-Eを測る。北側柱列から2.3mの距離に目隠し塀 (SA1039) を設ける。SD1054・1055・1057に切られる。柱掘り方中から少量の須恵器・土師器片が出土している。

SB1013掘立柱建物跡

桁行5間（9.75m）、梁間2間（5.08m）の東西棟建物で、柱間寸法は桁行6.5尺等間、梁間8.5尺等間である。建物の計画方位はN-5°-Eを採る。柱掘り方は方60～80cm、深さ50cmを測る。棟通りは西方のSB1024の北妻柱筋に一致する。南側柱列から6尺離れて目隠し塀（SA1070）を設ける。SB1032・1034に切り込み、SB1035より先行する。

SB1024掘立柱建物跡

桁行6間（14.37m）、梁間3間（7.60m）の南北棟建物。柱間寸法は桁行8尺等間、梁間8.5尺等間で、柱掘り方は方1.0～1.1mを測る。建物の計画方位はN-5°-Eを採る。検出した全ての柱穴で柱痕跡が確認され、径30cm前後の柱材の使用が考えられる。またこれらの柱痕跡間には一部を除き、幅20～30cmの地覆痕跡とみられる溝が連なっている。溝が認められない柱間部分は出入口であろうか。SI1002より後出し、SB1014に切り込まれる。

SB1403掘立柱建物跡

南側柱列の桁行6間（11.5m）と、北側柱列は両端の妻柱が検出されたのみの特異な東西棟建物である。梁間は約5.8mで、仮に3間とすれば桁・梁とも1.93m（6.5尺）等間で計画されたと推定される。柱痕らしき痕跡は2箇所を確認されたが、周辺の遺構のあり方をみると、ビットの重複である可能性も考えられる。建物の計画方位はN-5°-Eである。北方の位置するSB1010の規模・桁行間数がこの建物と略一致することなどを考慮すると、建設中に何らかの理由で建設が中止され、代わって北方に移してSB1010建物として建設された可能性も考えられる。SB1406を切り込み、SB1401・1402、SD1054・1061に切り込まれる。

SB1406掘立柱建物跡

桁行5間（13.3m）、梁間3間（6.0m）の東西棟建物である。柱間寸法は、桁行9尺（2.66m）等間、梁間は総長20尺の3等分割（2.0m）である。建物の計画方位はN-5°-Eで、SB1010・1024・1072と一致する。SB1402・1403より先行する。

SB1702掘立柱建物跡

桁行3間（6.0m）、梁間2間（4.4m）の南北棟総柱建物である。柱掘り方は一辺1.0m前後の方形を呈し、建物寸法は、桁行が総長20尺の3等分割、梁間7尺等間。建物の計画方位はN-5°-Eで、SB1010・1024・1406と一致する。SI1701・1702・1703に切り込む。

SB1446掘立柱建物跡

桁行3間（7.2m）、梁間3間（5.2m）の南北棟総柱建物である。柱掘り方は方90～120cmで、柱間寸法は、桁行8尺（2.40m）等間、梁間6尺（1.74m）等間である。II d期の築地区画を南北に区切る築地側溝に切られる。計画方位はN-12°-Eである。

165SB220掘立柱建物跡

桁行3間（6.0m）、梁間2間（4.2m）の南北棟建物で、柱間寸法は、桁行は総長20尺の3等分割、梁間は7尺等間である。計画方位は、同一の配置計画に基づくとみられる171SB110、171SB100、171SB120、177SB120、171SB20などとは一致せず、若干の誤差を生じている。施工上の誤差とみられる。

171SB20掘立柱建物跡

桁行3間（7.35m）、梁間2間（4.90m）の南北棟建物で、柱間寸法は、桁行・梁間ともに略8尺

等間 (2.45m) である。計画方位は、 $N-12^{\circ}-E$ で、171SB110、171SB100、171SB120、177SB120と一致し、同一の配置計画に基づくと思われる。

171SB100掘立柱建物跡

桁行6間 (12.6m)、梁間2間 (4.8m) の東西棟建物で、柱間寸法は、桁行7尺等間、梁間8尺等間である。柱掘り方は一辺1.0～1.3mの方形で、建物の計画方位は $N-12^{\circ}-E$ を測る。171SB115を切り込み、171SB26より先行する。

171SB110掘立柱建物跡

桁行7間 (14.7m)、梁間3間 (6.3m) の南北棟建物で、柱間寸法は、桁行・梁間ともに7尺等間である。柱掘り方は長軸1.0～1.4m、短軸0.8～1.0mの長方形をなし、大半の柱穴で柱抜き取り痕が認められる。建物の計画方位は $N-12^{\circ}-E$ を測る。

171SB120掘立柱建物跡

桁行7間 (16.8m)、梁間3間 (6.3m) の東西棟建物で、東第3柱筋に間仕切りを設ける。柱間寸法は、桁行8尺等間、梁間7尺等間を測る。柱掘り方は一辺1.0～1.3mの方形で、建物の計画方位は $N-12^{\circ}-E$ を測る。間仕切り柱を除く全ての柱穴で柱抜き取り痕が確認された。この建物の周囲には断続的に取巻く土坑状遺構が認められる。この土坑状遺構の一部は一連の建物配置計画によって造営された171SB100の柱掘り方と重複関係にあり、同建物造営時にはすでに埋め戻されていたことがわかる。おそらく171SB120建物の造営に必要な壁土などの採掘跡の可能性等が考えられる。S1140・SB130を切り込み、171SD150より先行する。

177SB120掘立柱建物跡

桁行6間 (14.1m)、梁間3間 (7.2m) の南北棟建物で、柱間寸法は桁行・梁間ともに8尺等間である。柱掘り方は一辺0.8～1.0mの方形で、建物の計画方位は $N-12^{\circ}-E$ を測る。SA110を切り込み、SB100・SD115・3906・3907より先行する。

IIb期

東偏14度前後の計画方位を採る建物群で構成される。またSB1021・1035建物の東側柱列および1097の東妻柱列の柱筋を揃えるなど計画的な建物配置がなされている。建物の規模は3間×2間、4間×2間が主体を占め、比較的小規模な建物が多く、主体となる建物が見当たらない。配置状況を見ると南・北二群で構成されているともみて取れるが、西限を画すると考えられるSD1061以外、囲繞施設は未確認である。

SB1021掘立柱建物跡

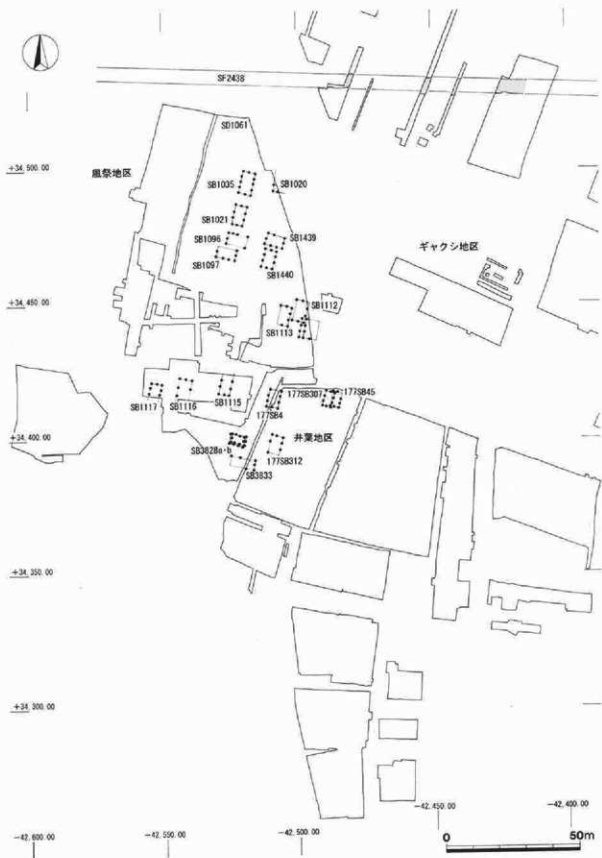
桁行3間 (7.3m)、梁間2間 (4.20m) の規模を有する南北棟建物で、柱間寸法は、桁行8尺 (2.43m)、梁間7尺 (2.1m) である。北方のSB1035と棟通りを一致させる。

SB1035掘立柱建物跡

桁行4間 (8.2m) 以上、梁間2間 (3.6m) の規模を有する南北棟建物で柱間寸法は、桁行総長の5等分した8.5尺 (2.56m)、梁間6尺 (1.80m) である。東側柱列はSB1021・1197のそれと柱通りを揃える。SB1013を切り込み、SB1023より先行する。

SB1096掘立柱建物跡

桁行4間 (7.30m)、梁間2間 (4.2m) の規模を有する東西棟建物で、柱間寸法は削平のため全ての柱穴が確認できないため、桁行は不詳であるが、梁間は両妻柱列ともバラツキがある。



第17図 筑後国府Ⅱb期主要遺構配置図

S B 1097 掘立柱建物跡

桁行3間 (7.20m)、梁間2間 (3.9m) の規模を有する東西棟建物で、柱間寸法は、桁行8尺 (2.40m)、梁間6.5尺 (1.95m) を測る。東妻柱列はS B 1021の東側柱列と柱筋を揃える。

S B 1112 掘立柱建物跡

桁行3間 (7.8m)、梁間2間 (2.7m) の規模を有する南北棟建物で、Ⅱ d 期の北郭の西辺築地と重複関係にあり、先行する。計画方位はN-14°-Eである。

S B 1113 掘立柱建物跡

桁行3間 (5.9m)、梁間2間 (4.3m) の規模を有する南北棟建物で、北妻の棟持ち柱は壁の外に設ける。建物の計画方位はN-14°-Eを採る。Ⅱ d 期の北郭の西辺築地の西側に沿って掘り込まれた土坑列に切り込まれる。

S B 1115 掘立柱建物跡

桁行3間 (7.40m) 以上、梁間2間 (3.95m) の規模を有する南北棟建物で、柱間寸法は、桁行東側柱列南から9尺 (2.7m) + 8尺 (2.40m) + 7.5尺 (2.3m)、梁間西から7.5尺 (2.25m) + 6尺 (1.70m) である。柱穴は径25~40cmの円形で、建物はさらに北方の調査区外に延びる。

S B 1116 掘立柱建物跡

桁行2間 (6.4m) 以上、梁間2間 (4.45m) の規模を有する南北棟建物で、柱間寸法は、桁行・梁間ともにバラツキがある。

S B 1117 掘立柱建物跡

桁行2 (4.2m) 間以上、梁間2間 (3.95m) の規模を有する南北棟建物で、柱間寸法は、桁行・梁間ともにバラツキがある。155 S 1136を掘り込む。

S B 1439 掘立柱建物跡

桁行3間 (4.4m~4.6m)、梁間2間 (4.2m) の規模を有する東西棟建物で、平面形は歪を呈し、柱間寸法は桁行、梁間ともにバラツキがある。計画方位はN-17°-Eを採る。S D 1082に切り込まれる。

S B 1440 掘立柱建物跡

桁行3間 (4.5~4.65m)、梁間2間 (2.9m) の規模を有する南北棟建物で、やや歪を呈する。柱間寸法は、桁行は総長の三等分割、梁間は総長の等分割である。計画方位はN-15°-Eを採る。S D 1082に切り込まれる。

177 S B 4 掘立柱建物跡

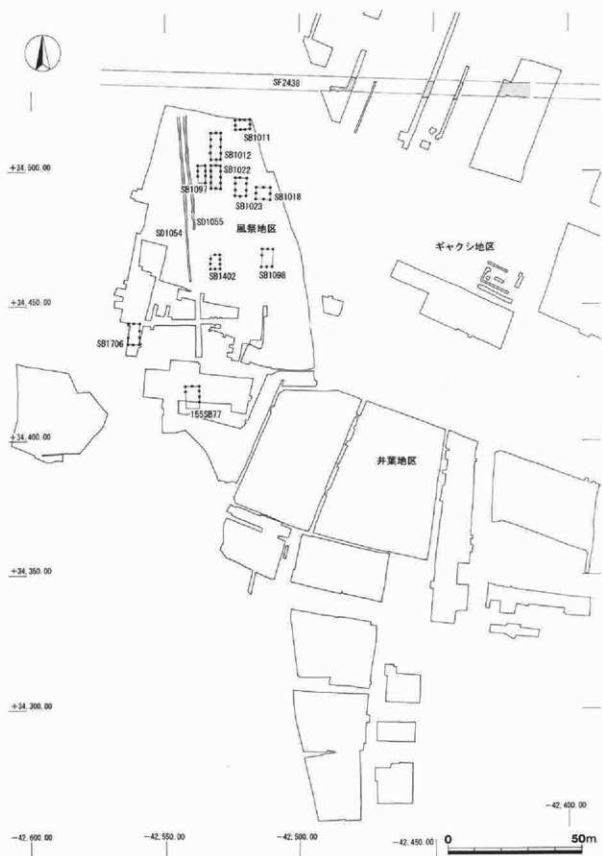
桁行3間 (6.6m)、梁間2間 (4.3m) の南北棟建物で、方50~60cmの隅丸方形の柱掘方を呈する。柱間寸法は、桁行・梁間とも総長の均等分割である。建物の計画方位はN-12°-E。Ⅱ d 期の築地側溝と重複関係にあり、先行する。

Ⅱ c 期

建物の計画方位を真北に採る一群の建物で、その大半が南北棟である。南北二群で構成されるが、北群は重複関係にある建物もあり、建物占地に規制があったことをうかがわせる。

S B 1011 掘立柱建物跡

桁行3間 (5.28m)、梁間2間 (3.50m) の規模を有する東西棟建物で、柱間寸法は、桁行・梁間ともに6尺 (1.76m) 等間である。柱穴は一辺40~60cmの方形を呈する。西妻柱筋とS B 1023の西側柱筋を一致させる。



第18図 筑後国府IIc期主要遺構配置図

S B 1012掘立柱建物跡

桁行4間(9.75m)、梁間2間(4.00m)の規模を有する南北棟建物で、柱間寸法は、桁行8尺(2.43m)、梁間6.75尺(2.00m)である。東側柱列はS B 1022の東側柱列と柱筋を一致させる。S D 1057・1061に切り込まれる。

S B 1018掘立柱建物跡

桁行2間(5.4m)、梁間2間(4.2m)の規模を有する東西棟建物で、柱間寸法は、桁行9尺(2.70m)、梁間7尺(2.10m)を測る。

S B 1022掘立柱建物跡

桁行4間(9.75m)、梁間2間(4.00m)の規模を有する南北棟建物で、柱間寸法は、桁行8尺(2.43m)、梁間6.75尺(2.00m)である。東側柱列はS B 1022の東側柱列と柱筋を一致させる。S D 1057・1061に切り込まれる。

S B 1023掘立柱建物跡

桁行3間(6.60m)、梁間2間(4.30m)の規模を有する南北棟建物で、柱間寸法は、桁行総長の3等分した7.5尺(2.20m)、梁間7尺(2.15m)である。S B 1035、S D 1037・1053を切り込む。

S B 1094掘立柱建物跡

桁行3間(9.0m)、梁間2間(3.9m)の南北棟建物で、柱間寸法は桁行、梁間ともにばらつきがある。北妻柱列はS B 1022の南妻柱の柱筋に一致させている。

S B 1098掘立柱建物跡

桁行3間(6.50m)、梁間2間(4.1m)の規模を有する南北棟建物で、やや歪である。削平が著しく、全ての柱穴は遺存していない。建物の計画方位はN-3°40'-Eである。

S B 1402掘立柱建物跡

桁行2間(5.1m)、梁間2間(3.9m)の東西棟建物で、柱間寸法は桁行、梁間ともにばらつきが認められる。全ての柱穴から柱痕跡が確認され、径10~20cmの柱の使用が推定される。北側柱列はS B 1022の南妻柱列と柱筋を一致させる。

S B 1706掘立柱建物跡

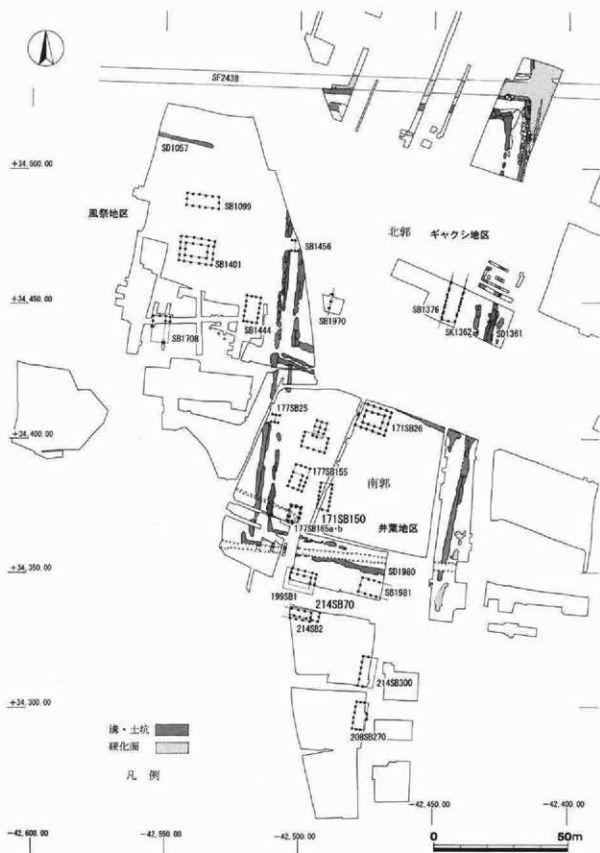
桁行3間(7.80m)、梁間2間(4.30m)の南北棟建物で、柱間寸法は、桁行が総長26尺の等分割した8.5尺(2.60m)等間、梁間7尺(2.15m)等間である。竪穴住居S I 1705に切り込む。

155 S B 777掘立柱建物跡

桁行3間(8.0m)以上、梁間2間(5.0m)の規模を有する南北棟建物で、計画方位はN-1°-Eに採る。柱間寸法は、桁行、梁間ともにばらつきがある。

II d期

東方のギャクシ地区を中心にして築地(土塁?)による逆台形の区画が設けられる。区画中央南辺寄りで斜行する築地(土塁?)で区切り、北郭と南郭に大きく区分し、北郭の西辺築地では中央南端寄りに、また南郭の西辺築地では北辺寄りに各々同じ四脚門を設ける。区画内は未調査部分が多く、建物配置などは不詳であるが、全域が調査された南郭では中央北辺寄りに正殿と考えられる四面廂建物が、また前面西辺築地沿いに複数の建物を配置する。正殿の東南方には多数の小規模な建物が複雑に重複した状況を呈する。



第19図 筑後国府II期主要遺構配置図

風祭地区では、中央に位置する四面廂建物S B 1401を中心にしてその背後に東西棟建物S B 1099を、またその前面の空地の西方に東廂南北棟建物S B 1708を、東方には間仕切りを有する南北棟建物を配置するなど、官衙政庁に類似した建物配置を採る。このような建物配置は南郭の南方においても認められる。

圍繞施設は不明であるが、南郭南辺の築地ラインに建物方位を描いて四面廂建物を配置し、その後方東方に東西棟建物を、前面には東西棟建物を、また東南方には梁間3間の比較的大型の南北棟建物を配置するなど、正殿を中心にして左右対称的な建物の存在を推定させるような配置がなされている。

S B 1099掘立柱建物跡

桁行4間(7.8m)、梁間2間(4.2m)の規模を有する東西棟建物で、柱間寸法は、桁行6.5尺(1.95m)、梁間7尺(2.10m)である。建物の計画方位はN-7°30'-Eである。

S B 1099掘立柱建物跡

桁行5間(12.15m)、梁間2間(4.5m)の規模を有する東西棟建物で、平面形に歪が認められる。柱穴は径40~70cmの円形を呈する。柱間寸法は、桁行8尺(2.43m)等間、梁間は総長15尺の等分割(2.25m)を測る。建物の計画方位はN-7°30'-Eである。S D 1054・1055を切り込む。

S B 1376掘立柱建物跡

桁行6間(13.8m)以上、梁間2間(5.4m)の規模を有する南北棟の建物である。柱間寸法は、桁行が7~9尺(2.10~2.7m)、梁間が8尺(2.40m)+10尺(3.0m)とバラツキが認められる。柱掘方は径60~90cmの円形で、建物の計画方位はN-14°-Eを採る。柱掘方から土師器杯・皿、黒色土器A類碗が出土。S I 1381を切り込む。

S B 1377掘立柱建物跡

桁行5間(12.8m)以上の規模を有する南北棟建物である。梁間は棟柱が未検出のために不明であるが、両側柱間(5.4m)の距離からみて2間と推測される。柱間寸法は、桁行で7.5尺~9尺とバラツキがある。建物の計画方位はN-14°-Eを採る。S I 1381を切り込むが、S K 1382との新旧関係は不詳。

S B 1401掘立柱建物跡

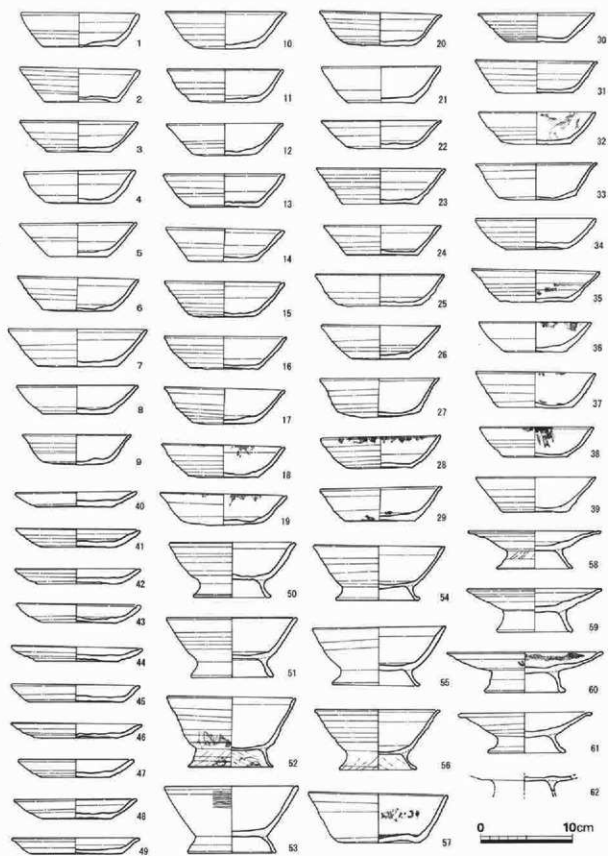
桁行5間(12.5m)、梁間4間(9.0m)の東西棟四面廂建物である。建物プラン全体が歪のため柱間寸法は全ての柱間で異なる。柱穴は径70~90cmの円形を呈し、一部の柱は抜き取られ、円礫・瓦片・土師器片などを含む黄色粘土によって埋め戻されている。S B 1402・1403・1406と重複関係にあり、全てを切り込む。建物計画方位はN-10°-Eである。

S B 1444掘立柱建物跡

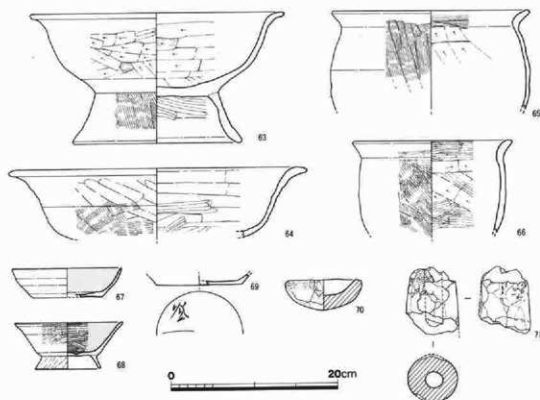
桁行5間(9.5m)、梁間3間(4.95m)の規模を有する南北棟建物で、南第3柱筋に間仕切りを設ける。柱穴は径50cm前後の円形を呈する。柱間寸法は、桁行総長の5分割=約6.5尺(1.90m)、梁間総長の3分割=5.5尺(1.65m)を測る。建物の計画方位はN-7°30'-Eである。

S B 1456掘立柱建物跡

北郭西面築地の中央部付近に設けられた四脚門で、桁行1間(4.2m)、梁間2間(2.55m)の規模を有する。柱穴は棟持柱が径約50cm、他の柱穴は径30cm前後と小規模である。この築地層に沿う側溝S D 1036は一旦掘削した後、この門前のみ黄色粘土で埋め戻されており、土橋状をなしていたと推測される。また次の築後国府Ⅲ期には門前に2基の土壇墓(S T 1418・1455)が設けられる。



第20圖 SK1362土城出土土器実測図(1)



第21図 SK1362土竈出土土墨実測図(2)

S B1708掘立柱建物跡

桁行5間(10.0m)、梁間2間(4.8m)の身舎に東廂1間(廂の出6.5尺=1.95m)を付設する。建替えが認められ、廂の出が5尺(1.5m)に縮小される。建物計画方位はN-5°-Eである。

S B1981掘立柱建物跡

昭和55年度の第44次調査で建物の一部が検出されていた東西棟建物である。桁行3間(6.80m)以上、梁間2間(5.40m)の規模を有する。柱間寸法は、桁行7.5尺(2.25m)等間、梁間9尺(2.70m)等間で柱掘方は径50~110cmを測る。

177S B25掘立柱建物跡

南郭西面築地中央北寄りに設けられた四脚門で、桁行1間(2.70m)、梁間2間(2.70m)の規模を有する。築地に沿う西側溝は門前で途切れて、土橋状を呈する。177SK9を切り込む。

171S B26掘立柱建物跡

桁行5間(11.5m)、梁間4間(8.75m)の規模を有する東西棟四面廂建物である。建物規模は総床面積が103㎡と大型であるが、平面形が西に歪んでいる。柱穴は長楕円形気味で、径40~80cmであるが、径50cm前後がほとんどである。

171S B150掘立柱建物跡

桁行6間(10.0m)、梁間2間(4.3m)の規模を有する南北棟建物である。柱間寸法は、梁間は2等分割、桁行は4.5尺(1.35m)~6尺(1.8m)とばらつきがある。柱穴も比較的小型で、形状も楕円・円形と様々なものがあり、均一ではない。

177S B 155掘立柱建物跡

桁行3間(5.7m)、梁間2間(3.9m)の規模を有する南北棟建物で、東に廂(廂の出1.8m)を付設する。北妻から3.0mの位置にも北妻柱に柱間を揃えた柱列が認められることから、あるいは4間(8.7m)×3間の間仕切りを設けた南北棟建物とすべきかもしれない。柱間寸法は桁行・梁間ともにバラツキがある均一でない。

199S B 1掘立柱建物跡

南郭の南方調査区西南隅で検出したため、全容は不明であるが、北・東面に廂を有することから四面廂東西棟建物とみられる。柱掘方は径55～80cmの円形で、平面形はやや歪気味、逆台形状である。身舎の規模は、桁行3間(7.8m)、梁間は2間(4.6m)と推測される。廂の出は東が1.8m、北が1.7mである。梁間一部に柱替えの痕跡が残る。建物全体では5間(11.5m)×4間(8.0m)の規模と推測される。199S B 50と重複関係にはあるが、切り合い関係にはない。柱掘方から土師器(杯・皿・小皿)、黒色土器A類(皿・椀)などが出土。

208S B 270掘立柱建物跡

桁行5間(10.1m)、梁間3間(4.6m)の規模を有する南北棟建物である。柱間寸法は、桁行が西側柱列で、北から2.1m+2.1m+1.9m+1.9m+2.1m、梁間が1.5m+1.35m+1.5mとなる。建物の計画方位はN-8°-Eで、208S B 46・250・260に切り込まれる。

214S B 300掘立柱建物跡

桁行5間(11.25m)の南北棟建物で、東側柱列が調査区外にあるため、梁間は不詳であるが、1間以上(おそらく3間)の規模を有するものと考えられる。柱間寸法は、桁行が7.5尺(2.25m)等間、確認できる梁間寸法は6尺(1.80m)で、等間とすれば、梁間総長は5.4mとなる。この場合、床面積は61㎡。建物の計画方位はN-8°-Eで、南方の208S B 270と棟通りを一致させる。

214S B 2掘立柱建物跡

桁行3間(7.8m)以上、梁間2間(3.3m)の規模を有する東西棟建物である。柱間寸法は桁行8.5尺(2.60cm)、梁間は東妻柱列で北から6尺(1.8m)+5尺(1.50m)。建物の計画方位はN-11°-Eを採る。

214S B 70掘立柱建物跡

桁行4間(9.1m)以上、梁間1間(2.0m)の規模を有する東西棟建物で、柱穴は径30～50mである。建物の大部分が調査区外にあるため、詳細は不明。建物の計画方位はN-13°30'-Eを採る

S D 1361溝跡

北郭の東面築地の外側に沿う溝で、幅は1.5～1.7m、深さは0.60～1.2mで、溝の平面形および溝底レベルに長さ5～6m単位でまとまりが認められる。溝掘削時の作業単位と考えられる。溝内は上下2層に別れ、下層は自然堆積層、上層は版築塊による人為的埋土である。上下層ともに多量の供膳形態の土師器とともに、黒色土器(A類)、陶硯類、緑釉花線文香炉などが出土した。

S K 1362土坑

北郭の東面築地内側に沿って掘り込まれた土坑で、平面形は長軸5.0m、短軸1.8mの長楕円形を呈する。現存する深さは約70cmで、多量の供膳形態の土師器などが投棄され、一括埋土がなされている。緑釉陶器片・灰陶器片・鎔冶関係遺物なども伴出する。

4. 筑後国府Ⅲ期（朝妻国府期）

この時期の遺構としては土壇墓15基（風祭地区6基、井築地区4基、ギャクシ地区5基）が検出されている。うちギャクシ地区のST3576が組合せ式木棺墓とみられる以外はすべて素掘りの土壇墓と考えられる。墓壇は長さ1.60～2.30m、幅60～83cmで、平均は長1.98m、幅70cmとなる。15基中14基に副葬品が認められる。遺存した副葬品の種類としては土師器（坏・小皿・椀・托）、黒色土器A・B類椀、刀子・小刀・研磨石などがあり、総じて10世紀前半（第2四半期）の所産と位置付けられる。このⅢ期には建物遺構は未確認である。このほかに中世に火葬墓（ST1051）が営まれる。

ST1062土壇墓

長さ1.85m、幅60cmの隅丸長方形を呈し、深さは約15cmを測る。墓壇の主軸方位はN-10°30'-Eを測る。北小口寄りの床面に土師器小皿1・坏1・椀1を副葬する。

ST1418土壇墓

ST1455と共にあたかも四脚門の前面を塞ぐかのようにその前面に埋葬された土壇墓である。長さ1.96m×幅73cmの隅丸長方形を呈し、深さは約30cmを測る。墓壇の主軸方位はN-9°30'-Eで、土師器椀5・小皿4、黒色土器A類椀1を副葬する。

ST1455土壇墓

長さ2.30m×幅80cmの隅丸長方形を呈し、深さは約30cmを測る。墓壇の主軸方位はN-9°30'-Eを測る。土師器高台付小皿1、黒色土器B類椀2を副葬する。

ST1467土壇墓

長さ2.04m×幅63cm、深さ20cmで、主軸方位はN-14°-Eを測る。副葬品は認められないが、埋土中から黒色土器B類椀片が出土。

ST1707土壇墓

長さ1.60m×幅82cm、深さ50cmで、主軸方位はN-16°-Eを測る。土師器坏1・椀2を副葬する。ST1705を切り込む。

ST1718土壇墓

長さ2.20m×幅82cm、深さ40cmで、主軸方位はN-5°-Eを測る。墓壇南端に土師器坏1・托2・椀2などを副葬する。

165ST3土壇墓

長さ2.3m（+α）×幅50～70cm、深さ30cmで、主軸方位はN-9°-Wを測る。このST3は築地区画の東南コーナーに掘りこまれたもので、既刊の報告書では土坑として報告されているが、平面形一括埋土がなされていること、副葬品とみられる土師器椀1が出土していることなどから土壇墓と判断した。埋土中から黒色土器B類椀片も出土している。

171ST102土壇墓

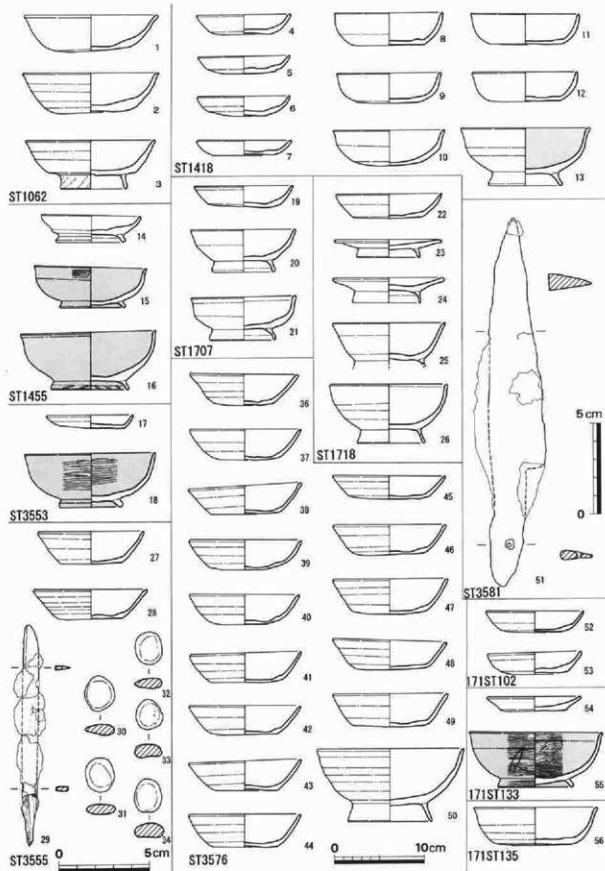
長さ1.7m（+α）×幅50cm、深さ20cmで、主軸方位はN-42°-E。北辺寄りに土師器坏2を副葬する。

171ST133土壇墓

長さ1.85m×幅50cm、深さ10cmで、主軸方位はN-23°30'-E。北壁沿いに土師器皿1、黒色土器B類椀1を副葬する。



第22図 筑後国府Ⅲ期東南地区官衛土墳墓分布図(1)



第23図 筑後国府Ⅱ期政庁東南地区土壇出土遺物実測図 (1/4)

171 S T 135土墳墓

長さ1.25m (+ α)×幅60cm、深さ25cmで主軸方位はN-13°-E。北辺寄り床面から副葬品とみられる土師器杯1が出土。

S T 3553土墳墓 (83次)

長さ1.70m×幅80cm、深さ34cmで、主軸方位はN-15°-Eを測る。西壁中央付近床面から副葬品とみられる土師器小皿1・椀1が出土。

S T 3555土墳墓 (83次)

長さ2.20m×幅80cm、深さ33cmで、主軸方位はN-29°-Eを測る。西壁中央床面付近から副葬品とみられる土師器杯1・刀子1・研磨石5などが出土。

S T 3556土墳墓 (83次)

長さ1.98m×幅60cm、深さ39cmで、主軸方位はN-59°-Wを測る。南壁に張り付いた状態で鉄製品(鉄鏃?) 2が出土。

S T 3576・3581土墳墓 (83次)

墓壇の規模(長さ3.25m)や平面形・断面の形状、副葬品の出土状況などから2基の土墳墓 S T 3576(南)、3581(北)のものが重複しているもの判断した。S T 3576は長さ2.10m×幅90cm、深さ74cmで、主軸方位はN-25°-Eを測る。両小口付近から鉄釘10数本が出土したことから組合せ式木棺であったとみられる。副葬品としては南小口床面から土師器杯8、北辺寄りの埋土中から土師器杯6、黒色土器A類椀1が出土。S T 3581は長さ1.30m (+ α)、幅84cm、深さ55cmを測る。床面直上から刀1、刀子が出土した。



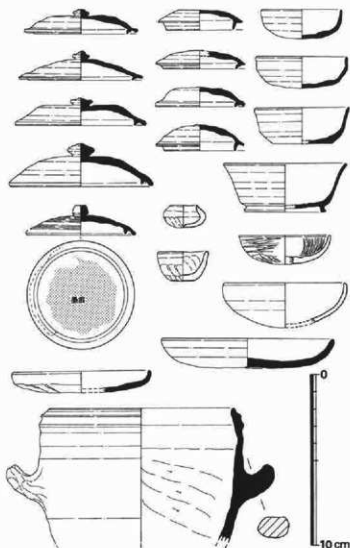
第24図 筑後国府Ⅲ期東南地区官衛土墳墓分布図(2)

Ⅳ. 総括

東南地区官衙一帯で実施した発掘調査は約40地点で、検出された遺構は掘立柱建物316棟、竪穴住居80軒、土壇墓15基をはじめ、築地、溝、土坑、井戸、道路跡などとともに、供膳形態の土師器ら多岐多様な遺物が出土している。これらの遺構は主として7世紀半ばから10世紀半ばに至る約300年間に営まれたもので、筑後国府跡の変遷に従うと、先行官衙期、筑後国府1期、同Ⅱ期、同Ⅲ期に相当するものである。先述したようにこの東南地区官衙の南半部、井築地区の遺構変遷についてはすでに既刊の調査報告書(久留米市文化財調査報告書第182集・同232集・同249集)において報告されているので本項では、東南地区官衙北半部を中心にそれぞれの時期ごとに遺構の変遷とその性格などについてまとめてみたい。

1. 先行官衙期

竪穴住居と土坑で構成され、掘立柱建物は見当たらない。竪穴住居の分布をみると、西方の先行官衙東限大溝沿いに集中する傾向が認められる。出土遺物に墨書などの文字資料は認められないが、第155次調



第25図 東限大溝下層出土遺物実測図

とらえる必要がある。

査検出のSⅠ136竪穴住居出土遺物の中に特徴ある摘みを有する須恵器蓋1点が存在する。この摘みは九州最古級の円面碗を焼成した八女古窯址群塚ノ谷1号窯跡出土須恵器蓋に特徴的なもので、同じ特徴をもち、碗に転用された蓋がこのSⅠ136の西方約30mの至近距離にある東限大溝下層からものが出土している。同層は多量の須恵器、土師器とともに、漆紙、漆付着須恵器裏など官衙関係遺物を包含するが、北方約300mの地点(第97次調査)では同層を天武七年(679)の筑紫国地震の地震動による液化現象による噴砂脈が貫いており、先行官衙の設置が天武七年以前に遡ることは明らかである。これらを援用すれば、この竪穴住居群は単なる一般集落を構成するようなものではなく、東限大溝の域外とはいえ、防衛的性格の濃い先行官衙と同時期に、その東限大溝の至近距離に営まれた、先行官衙と一体、あるいは関連あるものとして

2. 筑後国府Ⅰ期

当該期は枝光台地の西端、古宮地区に国庁が置かれている時期で、東南地区官衙では先行官衙期から引き続き機能している東限大溝沿いに長方形プランを呈する堅穴住居群が棟方向をほぼ一致させて設けられ、その東寄りにやはり棟方向をそろえるかのように東偏させた一群の掘立柱建物群が南北に配置される。また西辺の堅穴住居群は出土遺物の中に須恵器蓋転用履や鉄滓が認められるなど同時期に東限大溝沿いの西方に展開する銅鍛冶工房との関連を暗示させるものである。東辺の建物群を棟方向や柱筋を一致させるような配置がなされており、一連の造営計画に基づいていることは明らかである。先行官衙期には官衙建物そのものは領域内、すなわち東限大溝より西方に計画されるのみであったが、筑後国が成立した7世紀末以降は小規模ではあるものの、域外にも官衙が展開し始め、続く筑後国府Ⅱ期に枝光台地の広範囲に曹司が展開する前段としての胎動が始まっていたことを推測させる。

3. 筑後国府Ⅱ期

Ⅱa期官衙の計画方位と造営計画について

本格的な国庁が北西隣接地の阿弥陀地区に移転してくる時期で、当初のⅡa期には南・北2箇所に大形方形柱掘方をもつ建物群が計画的に造営される。それぞれの官衙ブロックを風祭地区官衙、井葉地区官衙と仮称する。いずれの官衙も約半町四方の広がりをもつが、厩や溝などの区画施設は確認されていない。しかし、両官衙ブロックはわずか約40mの至近距離に営まれているにもかかわらず、風祭地区はN-5°-E、また井葉地区はN-12°-Eと、同時期でありながらもそれぞれ官衙ブロックごとに異なった計画方位を採用し、建物群が造営されている。この官衙単位に計画方位が異なる背景には地形的な制約などの場合も考えられるが、付近一帯には東西約700m、南北約500以上の平坦面が広がっていることを考えると、地形的制約ではないことも明らかである。これら両官衙の北方には古宮国府（筑後国府Ⅰ期）の設置に伴って付設された基幹道路とも呼ぶべきSF2438が東西に通過するだけで、いわゆる方格地割といったものが施工されていた痕跡は認められない。そうした方格地割りなどが施工されていなかったため、造営にあたっては何ら規制を受けることもなく官衙（曹司）単位に異なる計画方位にのみ規制を受け、造営されたものと考えられる。

同様なことはⅡ期を通じていえる。Ⅱ期は小4期に分期できたが、その計画方位はⅡa期（風祭地区東偏5度・井葉地区東偏12度）以後もⅡb期（東偏12～14度）→Ⅱc期（真北）→Ⅱd期（東偏5度～19度）というように官衙ブロックの変遷（分期）毎に変化する。このように筑後国府跡では曹司と推定される官衙ブロックは認められるものの、それらを区画する囲施施設は認められないこと、例え同時期であっても同一の計画方位を採らず、各官衙単位ごとに、また官衙の変遷建替ごとに計画方位が変化することが筑後国府跡の曹司の特徴といえる。その背景にあるのは当初から国府が従来歴史地理学的立場から言われていた方八町とか、方六町とかいう方格地割りを有する都市ではなく、政庁を中心とした官衙（曹司）の集合体であったことを如実に反映したものと見える。

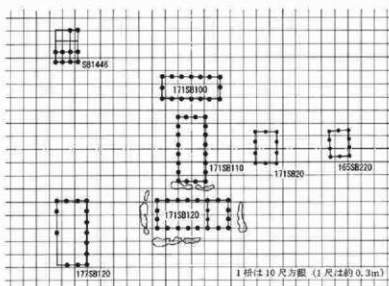
Ⅱa期官衙の建物構成について

風祭・井葉両地区官衙の建物配置図に10尺方格を重ねてみると、唯単に計画方位を揃えるだけでなく、各官衙毎の全体配置計画に基づいて建物が造営されていることは明らかで、曹司の造営に当たっては10尺方眼による配置計画（図）が存在したことが想定できる。

風祭地区官衙は2棟の掘り込み地形様遺構を取巻くように大規模な竪立柱建物が配置されている。北方を東西に通過する国府城基幹道路SF2438から僅か約15mの至近距離に設けられたSB1010は道路に面した北方に目隠しの板塀を設けている。もし仮にSF2438を駅路と意識されていれば、西方約50mの政庁に向う駅路に面して設けられる風祭地区官衙は何かの区画施設を設けるなり、走行方位に揃えた計画方位で造営されたことが考えられる。しかし、風祭地区官衙の造営にあたり、先行するI期以来設けられていたSF2438の走行方位に計画方位を揃えるなど考慮した痕跡は認められないことからSF2438は駅路として意識されておらず、国府城内において政庁と東方の曹司群間を結ぶ連絡路であり、あるいは北方の御原郡、東方の水堀山地北麓三郡（生葉・竹野・山本郡）と筑後国府を結ぶ伝路であった可能性も考慮する必要がある。

井葉地区官衙は、10尺方眼と実際の建物配置図を重ねた場合、10尺方眼と建物占地、あるいは建物個々の柱筋と計画方位に若干のズレは認められるが、それは施工上の誤差の範囲と考えられる。また建物と推定造営計画図の東西・南北のいずれの中軸線も一致する171SB112がこの官衙の中核建物、すなわち正殿の機能を有すると考えられ、西方を正面する特異な官衙といえる。この171SB110の中軸線を官衙の軸線と位置づけ、中軸線からそれぞれ120尺の位置に北脇殿171SB100の南側柱列、南脇殿171SB110の北側柱列をそれぞれ置き、背後（東方）に171SB20を配する。この171SB20はその位置から後殿、あるいは東門的な機能・性格をもつ建物であったかも知れない。さらに後方の165SB220は計画方位や配置計画案との誤差が大きいことからこのIIa期とは別の時期の所産である可能性も考えられる。

この井葉地区官衙の正殿と考えられる171SB112は西南端の柱掘方が南脇殿の171SB120の周囲を断続的に取り囲む溝（土坑？）群の1つ、171SD125の掘り方を切り込んだ状態で検出されている。溝底のレベルも起伏が著しく、一定ではなく、平面プランからみても雨落ち溝とは考えにくく、土坑というべき形状を示すものである。この井葉地区官衙が一連の造営計画に従って建物が築造されたとすれば、これらの溝群は南脇殿171SB120の築造過程で、同建物に使用する壁土などを採掘した土坑と考えられ、採掘後は正殿171SB112の造営時に白色粘土ブロック混じりの黒色砂質土で埋め戻されていたことに



第26図 東南地区官衙（井葉地区）IIa期建物計画図

なり、南臨殿→正殿の順で築造されたと考えられる。

171SB112を井葉地区官衙の正殿と考えた場合、その南北に位置する117SB120と117SB100は南・北両臨殿的性格をもつ建物と見ることが出来る。しかし正殿は南・北両臨殿に挟み込まれるように配置され、両建物とともに東半分が正殿より東方、すなわち後方に位置することとなり、「天子南面」の考え方（この官衙の場合は西が正面）に合致しない。以上のことから、この官衙は左右対称的な建物配置を採るが、儀式空間としての官衙政庁の正殿・脇殿というよりは曹司、すなわち国庁の周辺に設けられた実務的官衙の中核建物とその付属建物としての性格が濃く、南臨殿に間仕切りを設けているのもこうした機能を反映したものと考えられる。

またこの官衙が西方を正面とする建物配置を採用した背景としては、北西に位置する国庁に対して開くのではなく、西方約170m付近を南北に通過する西海道駅路に対して開いたことが考えられる。西海道を挟んで真西には国府所在地の駅である御井駅に推定される葉山地区官衙が展開する。おそらく、この西海道駅路を意識した結果、西方を正面とする官衙配置になったことが考えられる。

II d 期の遺構について

この東南地区官衙の北辺を画するのは前述の東西に走る道路跡SF2438である。このSF2438を北限としてII d期になるとあらたに築地塙で区画された官衙域が出現する。築地塙の外側に沿って掘られた溝は人頭大の版築ブロックによって内側、すなわち区画内から流れ込んだように埋め戻されていることから溝の内側に版築工法による積み土が存在したことは明らかである。しかし堰板止めの柱跡や、寄せ柱などの痕跡が全く確認できないことから切り土による圍繞施設であったことが想定され、版築工法ではあるが、堰板によるものではなく、切り土による土塁状の区画施設であった可能性も考えられる。ここでは仮に築地としておきたい。

その区画施設の高さについては全く積み土が原位置に遺存していないので不詳であるが、続くIII期の土壙墓2基が区画施設上に営まれていることが手がかりとなる。西面築地上に掘り込まれたST1467と官衙西南隅の165ST3である。両者とも現存する墓壇の深さは20～30cmで、後世の削平が著しい。わが国では昭和20年代後半頃まで土葬の習慣が各地でみられたが、その際の墓壇の深さは野犬などから遺体の損傷を防ぐために地表から棺上までの深さを3尺以上とするのが普通であった。こうした民俗例が古代にまで遡るという確証はないが、保守的な葬送儀礼の習慣が大きく変容した可能性少ないと考える。つまり、9世紀末頃の官衙廃絶時に外溝を埋めるために取り崩された築地本体は10世紀中頃の埋葬時には現在より3尺、すなわち90cm～1m以上の土手状の高まりを残していたことになり、その高まりを利用して土壙墓を営んだものと考えられる。以上のことからこの官衙の圍繞施設は外溝の埋め戻しの際に取り壊された分を考慮すると、2m前後の高さを有していたことになるが、圍繞施設は築地より土塁であった可能性が高いと考えられる。

この築地あるいは土塁と考えられる施設で構成される区画は出土遺物から9世紀後半、第3四半期から第4四半期にかけて営まれたものであることは明らかである。土坑や官衙建物の柱穴から出土する土師器に小皿、黒色土器B類が含まれないことからこれらの遺構が10世紀初頭には終焉を迎えていることになる。

この9世紀後半代に営まれた官衙は築地塙に圍繞された複数の区画からなるが、圍繞された北郭、南郭のほか、四面廂建物や脇殿風の建物配置をとる建物群の存在から風祭地区と南郭の南方の2区画、都倉4区画の存在が確認される。築地に圍繞された北郭、南郭以外、区画施設が見当たらないが、これらの区画

の性格については南郭南辺築地外溝（SD1980）から「守館」と墨書された須恵器鉢が出土していることから南郭の南方の官衙ブロックを筑後守の館と位置づけておきたい。

なお「日本三代実録」には元慶七年（883）7月、筑後守都朝臣師西がその国司館において群盗に射殺され、財物を掠奪されるという事件がおきたことが記載されている。筑後守師西がそれまで約30年間放置されていた班田制を復活しようとして、それに反対する現任国司や前司、浪人に射殺されたものである。「守館」と墨書された須恵器鉢が出土した南面築地外溝の南方に展開する四面廂建物191S B 1を中心とし、その前面東側にある南北棟2棟で構成される建物群がその舞台である可能性が高い。しかし築地に沿って大量の供膳形態の土師器が一括投棄され、施釉陶器、輸入陶磁器などを伴う土坑群が掘り込まれた北郭もその可能性を排除できない。国司四等官の館が林立しているのかも知れないが、特定できない。

なお北郭の築地に沿う土坑群には大量の供膳形態の土師器が一括投棄されているが、それらはほとんどが完形で、投棄時に土坑内で破損した状態で出土している。上部が削平されているので投棄時の実数は不詳であるが、投棄された杯・椀・皿が1回の饗宴で使用したものを投棄したものと仮定して最大公約数を求めれば凡そ60人程の人々が宴を囲んだことが想定される。

また、これらの土坑群には灯明器の痕跡をのこす土師器坏などが少なく、一括投棄された土師器類は主に経間の饗宴、儀式に使用した器であった可能性を示唆する。なお投棄された器や円面硯とともに灯明器の油煙ではなく、椀・皿などの内面全体に煤の付着があり、それを削り取ったかのような痕跡を残すものが数点認められた。おそらく文書行政に必要な墨を製造する際に使用されたものと考えられる。これらの官衙ブロックの存続年代については出土時からみてほとんど時間差が認められず、9世紀第3四半期頃、同時期に共存していたと考えられる。

このⅡd期の官衙の崩壊以降、この地に官衙が営まれることはなかった。10世紀代になると、Ⅱ期政庁のみを残し、曹司は東方約500mの東合川町上地区一帯で営まれるようになる。それは続くⅢ期国府の北方に当たる地域で、出土遺物からみるとⅢ期政庁への移転の約半世紀前のことであった。

4. 筑後国府Ⅲ期

当該期には土壙墓のみが営まれるが、10世紀中頃のことである。Ⅱ期政庁の至近距離に、しかも官衙跡地に営まれる土壙墓の存在はもはや埋葬時にはⅡ期国府政庁が移転していたことを意味する。またこれら官衙跡地に営まれた土壙墓は集団墓地を形成するのではなく、散在的である。しかもST1418・1455の2基はかつてそこがⅡd期の北郭西門の跡地であったことを意識して出入り口を塞ぐかのように埋葬されている。北郭廃絶から約半世紀を経た10世紀中頃、まだそこが西門の跡地であることが識別できる状態であったか、伝承されていた可能性が強く、一般人の墓というより官衙との関連が想定できる人、すなわち、官衙跡地に埋葬することができる官人層の墳墓と見るのが妥当と考えられる。

これまで筑後国府跡では約50基の土壙墓が検出されているが、そのほとんどが10世紀中頃に営まれたもので、それらは南北方位であること、また集団墓地を形成せず、本地点と同様に散在して営まれているという共通点を有することの特徴とする。弥生時代に集団墓地を、また古墳時代には群集墓を形成していた人々の墳墓は奈良・平安時代になると突然、姿を消す。この背景には律令制下における葬送儀礼への規制や仏教思想の影響も当然想定される。筑後国府跡では国府城の西南隅、高良川に面したところに「賽の河原」の転訛したものとされる「オノ原」という小字名があり、風水神社が鎮座する。墓を残さなかった、或いは残すことができなかった奈良・平安時代の民衆の葬送の地の遺称地であるかもしれない。

筑後国府跡

(1)

久留米市文化財調査報告書 第271集

発行	久留米市教育委員会
	〒830-8520福岡県久留米市城南町15-3
編集	久留米市文化観光部 文化財保護課
印刷	大成印刷(株)